The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	春秋經傳集解譯稿續篇（五）：襄公十六年～二十一年
Author(s)	岩本，憲司
Citation	中国研究集刊. 2003, 32, p. 99-148
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61099
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

中国研究集刊　調号（総32号）平成十五年六月　九九―一四八頁

春秋經傳集解譯稿續篇（五）

――襄公十六年～二十一年

岩本憲司

〔襄公十六年〕

㊀十有六年春王正月葬晉悼公

㊁（次の）月をこえただけで〔十二月を間にはさんだだけで〕葬ったのは、はやすぎる。

㊂十五年に「冬十有一月癸亥晉侯周卒」とある。なお、隱公元年の傳文に「天子七月而葬　同軌畢至　諸侯五月同盟至　大夫三月　同位至　士踰月　外姻至」とあるのを參照。

なお、「踰月」の意味については、すぐ上にあげた隱公元年の傳文「士踰月　外姻至」の㊂を參照。

㊀三月公會晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子薛伯杞伯小邾子于溴梁

㊁「高厚」を書いていないのは、逃げ歸ったからである。

「溴」水は、河内の軹縣から出て、東南に流れ、温に至って黄河にそそいでいた。

㊂注の前半については、下の傳文に「使諸大夫盟高厚　高厚逃歸」とある。

注の後半については、『續漢書』郡國志一に「河内郡（中略）軹（中略）有溴梁」とあるのを參照。

なお、傳・注の「溴」は、諸本に從って、「溴」に改める。

㊀戊寅大夫盟

㊁諸大夫は、はじめ、高厚と盟おうとしたが、高厚が逃げ歸ったから、そのまま自分達で共に盟ったのである。雞澤の會では、かさねて「諸侯」と言っている。今ここでは、あいだに他の事件がないから、そのままで〔「諸侯」と言わなくても〕、上の諸侯の大夫であることがわかる。

(附)注の前半については、下の傳文に「使諸大夫盟高厚　高厚逃歸　於是叔孫豹晉荀偃宋向戌衛甯殖鄭公孫蠆小邾之大夫盟　曰　同討不庭」とある。

注の後半については、三年に「六月公會單子晉侯宋公衛侯鄭伯莒子邾子齊世子光　己未同盟于雞澤」とあり、ついで、「陳侯使袁僑如會」とあり、ついで、「戊寅叔孫豹及諸侯之大夫及陳袁僑盟」とある。なお、異說として、疏に「公羊以爲溴梁之盟　君若贅旒然　穀梁云　不曰諸侯之大夫　大夫不臣也　皆以爲此時諸侯微弱　權在大夫　諸侯皆在　而大夫自盟　政教約信　在於大夫　其事不由君也　不曰諸侯之大夫者　刺大夫不臣也　賈服取以爲說　言惡大夫專　而君失權也」とある。

(經)晉人執莒子邾子以歸

(注)邾・莒の二國は、しばしば魯を侵し、しかも、自國の民に對して無道であったから、「人」を稱して執えているのである。京師におくらなかったのは、非禮である。

(附)注の前半については、十二年に「春王三月莒人伐我東鄙　圍台」とあり、十四年に「莒人侵我東鄙」とあり、十五年に「邾人伐我南鄙」とある。また、成公十五年の傳文に「凡君不道於其民　諸侯討而執之　則曰某人執某侯」とある。

注の後半については、僖公二十八年に「晉人執衛侯歸之于京師」とあり、注に「諸侯不得相治　故歸之京師」とある。また、成公十五年に「晉侯執曹伯歸于京師」とあり、注に「歸之京師　禮也」とある。

(經)齊侯伐我北鄙

(注)傳はない。齊が晉に叛いたからである。

(附)十五年の傳文に「夏齊侯圍成　貳於晉故也」とある。

(經)夏公至自會

(注)傳はない。

(經)五月甲子地震

(注)傳はない。

(經)叔老會鄭伯晉荀偃衛甯殖宋人伐許

(注)荀偃は、兵に主となったから、(普通なら)鄭の上にならべられるはずであるが、(今ここでは、特に)叔老が鄭伯と(對等に)會合できることを示そうとしたから、荀偃が下におかれているのである。

(附)莊公十六年「夏宋人齊人衛人伐鄭」の注に「宋主兵也　班序上下　以國大小爲次　征伐則以主兵爲先　春秋之常也　他皆放此」とある。また、僖公二十九年の傳文に「在

禮　卿不會公侯　會伯子男可也」とある。なお、下の傳文に「書曰會鄭伯　爲夷故也」とあり、注に「夷　平也（中略）不先書主兵之荀偃　而書後至之鄭伯　時皆諸侯大夫　義取皆平　故得會鄭伯」とある。

經秋齊侯伐我北鄙　圍郕

經大雩

注傳はない。書いたのは、（時期を）過ぎていたからである。

附成公七年「冬大雩」等の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。

經冬叔孫豹如晉

傳十六年春葬晉悼公　平公即位

注「平公」は、悼公の子の彪である。

附『史記』晉世家に「冬悼公卒　子平公彪立」とあるのを參照。また、『國語』晉語八「平公六年」の韋注に「平公　悼公之子彪」とあるのを參照。

傳羊舌肸爲傅

注「肸」は、叔向である。士渥濁に代わったのである。

附成公十八年の傳文に「使士渥濁爲大傅」とある。なお、『國語』晉語七「羊舌肸習於春秋」の韋注に「肸　叔向之名」とあるのを參照。

傳張君臣爲中軍司馬

注（「張君臣」は）張老の子で、その父に代わったのである。

附三年の傳文に「張老爲中軍司馬」とある。

傳祁奚韓襄欒盈士鞅爲公族大夫

注祁奚は、中軍の尉をはなれて、公族大夫となった。（つまり）劇職をはなれて、閑職についたのである。「韓襄」は、無忌の子である。

附成公十八年の傳文に「祁奚爲中軍尉」とある。また、同年の傳文に「荀家荀會欒黶韓無忌爲公族大夫」とある。なお、傳・注の「祁奚」については、馬宗璉『春秋左傳補注』に「祁奚疑是祁午　祁奚已於襄三年請老矣　無復爲公族大夫之事」とある。ちなみに、三年の傳文に「祁奚請老（中略）於是使祁午爲中軍尉　羊舌赤佐之」とある。

傳虞丘書爲乘馬御

注程鄭に代わったのである。

附成公十八年の傳文に「程鄭爲乘馬御」とある。

傳改服脩官　烝于曲沃

(注)（「改服」とは）埋葬がおわって、喪服を脱いだのである。「脩官」とは、賢能を選んだのである。「曲沃」は、晉の祖廟である。「烝」は、冬の祭である。諸侯は、（死後）五箇月で埋葬し、埋葬がおわると、卒哭して主（位牌）を作り、その後で、廟で烝嘗（の祭）を行なう。（ところが）今ここでは、晉は、月をこえただけで（死後わずか三箇月で）埋葬し、主を作って烝祭した。（つまり）傳は、晉が溴梁の會を開こうとしていたためにいそいで埋葬した、ことを言っているのである。

(附)僖公三十三年の傳文に「凡君薨　卒哭而祔　祔而作主　特祀於主　烝嘗禘於廟」とあり、注に「冬祭曰烝」とある。また、隱公元年の傳文に「天子七月而葬　同軌畢至　諸侯五月　同盟至」とある。なお、上の經の注に「踰月而葬　速也」とある。

(傳)警守而下　會于溴梁

(注)黄河にそって東へおもむいたから、「下」と言っているのである。

(附)僖公二十五年の傳文「晉侯辭秦師而下」の注に「順流故曰下」とある。なお、『國語』晉語四「公以二軍下次於陽樊」の韋注に「東行曰下」とあるのを參照。

(傳)命歸侵田

(注)（「侵田」とは）諸侯が相手から奪い取った田である。

(附)僖公三十一年の公羊傳文に「晉侯執曹伯　班其所取侵地于諸侯也」とあるのを參照。

(傳)以我故　執邾宣公莒犂比公

(注)「犂比」は、莒子の號である。十二年と十四年に莒人が魯を侵し、前年に邾人が魯を伐った。晉は魯のために二國をとがめようとしたが、悼公が卒したため、會合できなかった。だから、（今ここで）平公がその事をしとげたのである。

(附)注の前半については、僖公二十六年の傳文「春王正月公會莒茲丕公」の注に「茲丕　時君之號　莒　夷無謚　以號爲稱」とある。

注の後半については、十五年の傳文に「秋邾人伐我南鄙　使告于晉　晉將爲會以討邾莒（注　十二年十四年莒人伐魯　未之討也）晉侯有疾　乃止　冬晉悼公卒　遂不克會（注　爲明年會溴梁傳）」とある。

(傳)且曰　通齊楚之使

(注)邾と莒は、齊と楚が往來する道の途中にあったから、あわせて、これによって責めたのである。經が「執」を「大夫盟」の下に書いているのは、盟った後に赴告してきたからである。

(傳)晉侯與諸侯宴于温　使諸大夫舞　曰　歌詩必類

(注)古詩を歌うには、それぞれ、義類に從うようにしなけれ

ばならない（その場にふさわしいものを選ばなければならない）。

傳 齊高厚之詩不類

注 齊に二心があったからである。

傳 荀偃怒　且曰　諸侯有異志矣　使諸大夫盟高厚　高厚逃歸

注 齊は大國で、高厚がこのようであるからには、小國の中に必ず同調者がいるはずである。

傳 於是叔孫豹晉荀偃宋向戌衛甯殖鄭公孫蠆小邾之大夫盟曰　同討不庭

注 曹以下の大夫を書かないから、傳は、「小邾（之大夫）」を擧げて、それらを包括したのである。

附 上の經に「三月公會晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子薛伯杞伯小邾子于溴梁」とある。

傳 許男請遷于晉

注 許は楚に叛こうとしたのである。

附 成公十五年の傳文に「許靈公畏偪于鄭　請遷于楚　辛丑楚公子申遷許于葉」とある。

傳 諸侯遂遷許　許大夫不可　晉人歸諸侯

注 （晉は）自國の師だけをひきいて、許（の大夫）が遷都に同意しないのを討つことにしたのである。

傳 鄭子蟜聞將伐許　遂相鄭伯以從諸侯之師

注 鄭は、許に對して積年の怨みがあったから、その君がみづから行ったのである。

傳 穆叔從公

注 公に從って歸國したのである。

傳 齊子帥師會晉荀偃　書曰會鄭伯　爲夷故也

注 「夷」は、平である。魯の事について、《春秋》の記錄が、他國の事と同じでないのは、客と主について言うのであるから、表現が異なっていて當然なのである。魯の卿が公侯と會した場合（も、他國とは異なって）、いつも、《春秋》に譏りがない（可否が明らかにされていない）。だから、ここで（特に）例を示したのである。（つまり）兵に主となった荀偃を先に書かず、おくれてやって來た鄭伯を（先に）書いているのは、この時（參加者が）いづれもみな諸侯の大夫（卿）だったので、〝いづれもみな（鄭伯と）平（對等）だから鄭伯と會合できる〟という點に意義を取った（という意義を示した）のである。

附 注の「夷　平也」については、成公十六年の傳文「將塞井夷竈而爲行也」の注に、同文がみえる。

注の「魯卿每會公侯　春秋無譏」については、文公元年「秋公孫敖會晉侯于戚」の注に「禮　卿不會公侯　而春

秋魯大夫皆不貶者　體例已舉　故據用魯史成文而已」とある。なお、僖公二十九年の傳文に「在禮　卿不會公侯　會伯子男可也」とある。

注の「不先書主兵之荀偃云云」については、經の注に「荀偃主兵　當序鄭上　方示叔老可以會鄭伯　故荀偃在下」とある。

なお、異說として、沈欽韓『春秋左氏傳補注』に「傳意以主兵者荀偃　非鄭伯　若直書叔老會晉荀偃　則是鄭伯與諸大夫等夷　無以見尊卑　故先書會鄭伯　傳云爲夷故　解經先鄭伯之義　杜預謬解」とある。また、楊伯峻『春秋左傳注』に「鄭伯爲君　荀偃固爲各軍主帥　但究屬晉臣　故列在鄭伯後　夷　平也　言如此序列　方得平也」とある。

傳夏六月次于棫林　庚寅伐許　次于函氏

注「棫林」・「函氏」は、いづれもみな、許地である。

傳晉荀偃欒黶帥師伐楚　以報宋揚梁之役

注晉の師だけが行ったのである。「揚梁の役」は、十二年にある。

附十二年の傳文に「冬楚子囊秦庶長無地伐宋　師于揚梁　以報晉之取鄭也」とある。

傳楚公子格帥師及晉師戰于湛阪

注襄城の昆陽縣の北部に「湛」水があり、東へ流れて汝水にそそいでいた。

附『水經注』汝水に「京相璠曰　昆陽縣北有蒲城　蒲城北有湛水」とあるのを參照。

傳楚師敗績　晉師遂侵方城之外

注（經に）書いていないのは、赴告してこなかったからである。

傳復伐許而還

注許がまだ遷っていなかったからである。

附上の傳文に「許男請遷于晉（中略）許大夫不可」とある。

傳秋齊侯圍郕

注「郕」は、魯の孟氏の邑である。晉に叛いたから、魯を伐ったのである。

附『說文』に「郕　魯孟氏邑」とあるのを參照。

傳孟孺子速徼之

注孟獻子の子の、莊子速である。「徼」は、要である。

附注の「徼　要也」については、文公十二年の傳文「寡君願徼福于周公魯公以事君」等の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。ただし、ここの「要」は、もとめるの意ではなくて、むかえうつの意のようである。

傳齊侯曰　是好勇　去之以爲之名　速遂塞海陘而還

㊟「海陘」は、魯のせまくけわしい道である。

傳冬穆叔如晉　聘且言齊故

㊟齊が二度も魯を伐ったことを訴えたのである。

傳晉人曰　以寡君之未禘祀

㊟「禘祀」は、三年の喪がおわった後の吉祭である。

㊟閔公二年「夏五月乙酉吉禘于莊公」の注に「三年喪畢致新死者之主於廟　廟之遠主　當遷入祧　因是大祭　以審昭穆　謂之禘」とある。

傳與民之未息

㊟許と楚を伐ったばかりである。

傳不然　不敢忘　穆叔曰　以齊人之朝夕釋憾於敝邑之地是以大請　敝邑之急　朝不及夕　引領西望曰　庶幾乎

㊟（「庶幾乎」とは）晉が救援に來てくれるかも知れない、ということである。

傳比執事之間　恐無及也　見中行獻子　賦圻父

㊟「圻父」は、『詩』の小雅である。周の司馬は、封畿の兵甲をつかさどるから、これを「圻父」と言うのである。詩人は、圻父が、王の爪牙（親衛）であるのに、その職務をはたさず、人民に、つらい思いをさせ、安心して生活することが出來ないようにさせた、ことを責めたのである。

㊟『詩』小雅〈祈父〉に「祈父　予王之爪牙　胡轉予于恤靡所止居」とあり、毛傳に「祈父　司馬也　職掌封圻之兵甲　恤　憂也」とあるのを參照。なお、詩序の鄭注に「祈圻畿同」とある。

傳獻子曰　偃知罪矣　敢不從執事以同恤社稷　而使魯及此

㊟（「及此」とは）このような難儀にあう、ということである。

傳見范宣子　賦鴻鴈之卒章

㊟「鴻鴈」は、『詩』の小雅である。卒章に「鴻鴈が飛び、哀しい鳴き聲が、嗸嗸とさわがしい。哲人（だけ）は、私の苦勞をわかってくれる」とある。（つまり）魯は、鴻鴈が居場所を失ったように、嗸嗸と、窮狀を訴えている、ということである。大きいのを「鴻」といい、小さいのを「鴈」という。

㊟毛傳に「未得所安集　則嗸嗸然」とあり、また、「大曰鴻　小曰鴈」とあるのを參照。なお、『說文』に「嗷　衆口愁也（中略）詩曰　哀鳴嗷嗷」とあるのも參照。

傳宣子曰　匄在此　敢使魯無鳩乎

㊟「鳩」は、集である。

㊟隱公八年の傳文「君釋三國之圖以鳩其民」の注に、同文がみえる。なお、その㊟を參照。ちなみに、〈鴻鴈〉の第二章に「鴻鴈于飛　集于中澤」とある。

〔襄公十七年〕

(経)十有七年春王二月庚午邾子牼卒

(注)傳はない。宣公である。（名を書いているのは）四たび同盟した（からである）。

(附)僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟　死則赴以名　禮也」とある。

(経)宋人伐陳

(経)夏衛石買帥師伐曹

(注)「買」は、石稷の子である。

(附)成公二年の傳文に「衛侯使孫良夫石稷甯相向禽將侵齊」とある。

(経)秋齊侯伐我北鄙圍桃　高厚帥師伐我北鄙圍防

(注)弁縣の東南部に桃虚がある。

(附)昭公七年の傳文「吾與子桃」の注に「魯國卞縣東南有桃虚」とある。

(経)九月大雩

(注)傳はない。書いたのは、（時期を）過ぎていたからである。

(附)成公七年「冬大雩」等の注に、同文がみえる。なお、その(附)を参照。

(経)宋華臣出奔陳

(注)宗室に無道を働き、懼れて出奔したのである。實際には冬に出奔したのに、秋のところに書いているのは、亂を起こした時點によって赴告してきたからである。

(附)下の傳文に「宋華閱卒　華臣弱臯比之室　使賊殺其宰華吳（中略）宋公聞之　曰　臣也　不唯其宗室是暴　大亂宋國之政　必逐之（中略）十一月甲午（中略）華臣懼遂奔陳」とある。

(経)冬邾人伐我南鄙

(傳)十七年春宋莊朝伐陳　獲司徒卬　卑宋也

(注)「司徒卬」は、陳の大夫である。「宋をみくびった」とは、防備をかためなかったのである。

(附)僖公二十二年の傳文に「邾人以須句故出師　公卑邾　不設備而禦之」とあり、注に「卑　小也」とある。

(傳)衛孫蒯田于曹隧

㊟國境を越えて狩獵をしたのである。「孫蒯」は、林父の子である。

㊟莊公八年の傳文「遂田于貝丘」等の注に「田　獵也」とある。

傳飲馬于重丘

㊟「重丘」は、曹の邑である。

傳毀其瓶　重丘人閉門而詢之

㊟「詢」は、罵（ののしる）である。

㊟哀公八年の傳文「曹人詬之」の注に「詬　詈辱也」とある。なお、同〈釋文〉に「詬之　本又作詢」とある。

傳曰　親逐而君　爾父爲厲

㊟「厲」は、惡鬼である。林父が君を追い出したことは、十四年にある。

㊟注の前半については、成公十年の傳文「晉侯夢大厲」の注に「厲　鬼也」とある。なお、その㊟を參照。なお、異說として、洪亮吉『春秋左傳詁』に「詩毛傳及廣雅厲　惡也　郭象注莊子厲之人夜半生其子云　厲　惡人也　按　杜注　厲　惡鬼　今攷此時林父尙在　詬之者不過斥其惡耳　不應卽謂之鬼　杜注非也　襄二十六年傳注亦同」とある。

注の後半については、異說として、楊樹達『讀左傳』に「孫林父之出獻公　緣於蒯之入使　故重丘人詢蒯云　親逐而君　杜以逐君屬林父　與文言親逐不合　疏亦未得其說」とある。

傳是之不憂　而何以田爲　夏衛石買孫蒯伐曹　取重丘

㊟孫蒯を（經に）書いていないのは、卿ではなかったからである。

傳曹人愬于晉

㊟明年の、晉人が石買を執えたこと、のために傳したのである。

㊟十八年に「夏晉人執衛行人石買」とあり、傳に「爲曹故也」とある。

傳齊人以其未得志于我故

㊟前年に成を圍んだが、孟孺子を避け（てひきあげ）た。

㊟十六年の傳文に「秋齊侯圍郕　孟孺子速徼之　齊侯曰　是好勇　去之以爲之名」とある。

傳秋齊侯伐我北鄙圍桃　高厚圍臧紇于防

㊟「防」は、臧紇の邑である。

傳師自陽關逆臧孫　至于旅松

㊟「陽關」は、泰山の鉅平縣の東部にあった。「旅松」は、防の近くの地である。魯の師は、齊を畏れ、防まで行くことはしなかったのである。

㊟『續漢書』郡國志三に「泰山郡（中略）鉅平（中略）有

陽關亭」とあるのを參照。

傳 郕叔紇臧疇臧賈帥甲三百　宵犯齊師　送之而復

注 「郕叔紇」は、叔梁紇である。「臧疇」・「臧賈」は、臧紇の昆弟である。三子は、臧紇といっしょに防にいたから、夜のうちに臧紇を旅松まで送りとどけ、ひきかえして防を守ったのである。

附 注の「郕叔紇　叔梁紇」については、十年の傳文「縣門發　郕人紇抉之　以出門者」の注に「紇　郕邑大夫　仲尼父叔梁紇也」とある。

注の「臧疇臧賈　臧紇之昆弟也」については、二十三年の傳文に「初臧宣叔娶于鑄　生賈及爲而死　繼室以其姪穆姜之姨子也　生紇」とある。

傳 齊師去之

注 臧紇をとりにがしたからである。

傳 齊人獲臧堅

注 「堅」は、臧紇の一族である。

傳 齊侯使夙沙衛唁之　且曰　無死

注 自殺させまいとしたのである。

傳 堅稽首曰　拜命之辱　抑君賜不終　姑又使其刑臣禮於士以杙抉其傷而死

注 （士である）自分に對して賤人を慰問によこしたのは、恩惠として缺けたところがある、ということである。夙沙衛は奄人（宦官）であるから、これを「刑臣」と言ったのである。

附 注の前半については、異說として、疏に「服虔云　言君義己　故來唁之　是惠賜也　謂己無死　不以義望己　是不終也」とある。また、楊伯峻『春秋左傳注』に「賜不終卽曰無死之變辭　前人說多不瞭」とある。

注の後半については、二年の傳文「萊人使正輿子賂夙沙衛以索馬牛皆百匹」の注に「夙沙衛　齊寺人」とある。また、僖公二十四年の傳文「行者甚衆　豈唯刑臣」の注に「披　奄人　故稱刑臣」とある。

傳 冬邾人伐我南鄙　爲齊故也

注 齊が未だ魯を思い通りに出來ていなかったから、邾がその手助けをしたのである。

附 上の傳文に「齊人以其未得志于我故」とある。

傳 宋華閱卒　華臣弱臯比之室

注 「臣」は、閱の弟であり、「臯比」は、閱の子である。「弱」とは、侵易する（みくびる）ことである。

附 注の「臣　閱之弟」については、『漢書』五行志中之上に「先是臣兄閱爲宋卿」とあるのを參照。

注の「弱　侵易之」については、成公十五年の傳文「蕩

澤弱公室」の注に「輕公室以爲弱」とある。

傳使賊殺其宰華吳　賊六人以鈹殺諸盧門合左師之後

注「盧門」は、宋の城門である。「合」は、向戌（左師）の邑である。「後」は、家屋の後（裏手）である。

附注の「盧門　宋城門」については、桓公十四年の傳文「爲盧門之椽」の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。

傳左師懼　曰　老夫無罪　賊曰　皐比私有討於吳　遂幽其妻

注吳の妻を幽閉したのである。

傳曰　畀余而大璧

注「畀」は、與（あたえる）である。

附僖公二十八年「三月丙午晉侯入曹　執曹伯　畀宋人」等の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。

傳宋公聞之　曰　臣也　不唯其宗室是暴　大亂宋國之政　必逐之　左師曰　臣也　亦卿也　大臣不順　國之恥也　不如蓋之　乃舍之　左師爲己短策　苟過華臣之門　必騁

注華臣をきらったのである。

附疏に「服虔云　策　馬捶也　自爲短策　過華臣之門　助御者擊馬而馳　惡之甚也　必爲短策者　私助御者　不欲使人知也」とあるのを參照（ただし、どこまでが服注なのか、はっきりしない）。

なお、疏に「服虔云　蓋　覆蓋之　言左師無鷹鸇之志而蓋不義之人　故尤之」とある。

傳十一月甲午國人逐瘈狗　瘈狗入於華臣氏　國人從之　華臣懼　遂奔陳

注華臣は、內心不安であったから、（國人が）狗を追いかけてくるのを見ると、驚いて逃げたのである。

附『漢書』五行志中之上に「華臣炕暴失義　內不自安　故犬禍至　以犇亡也」とあるのを參照。

傳宋皇國父爲大宰　爲平公築臺　妨於農收

注周正の十一月は、今（夏正）の九月にあたり、收穫の時である。

附傳の「農功」の「功」は、諸本に從って、「收」に改める。

傳子罕請俟農功之畢　公弗許　築者謳曰　澤門之皙　實興我役

注「澤門」は、宋の東城の南門である。皇國父は、色白で、澤門の近くに住んでいた。

附『孟子』盡心上「魯君之宋　呼於垤澤之門」の趙注に「垤澤　宋城門名也」とあるのを參照。なお、定公九年の傳文「皙幘而衣貍製」の注に「皙　白也」とある。

なお、『文選』卷第八司馬長卿〈上林賦〉「亭皐千里　靡不被築」の注に「服虔曰　皐　澤也」とあって、服虔の

據った本は、傳の「澤門」を「皐門」に作っていたようである。ちなみに、〈釋文〉には「澤門　本或作皐門者誤」とある。

傳 邑中之黔　實慰我心

注 子罕は、色黑で、邑中（まちなか）に住んでいた。

附 『說文』に「秦謂民爲黔首　謂黑色也」とあるのを參照。

傳 子罕聞之　親執扑

注 「扑」は、杖（むち）である。

附 文公十八年の傳文「歜以扑抶職」の注に「扑　箠也」とある。

傳 以行築者　而抶其不勉者　曰　吾儕小人　皆有闔廬　以辟燥濕寒暑

注 「闔」とは、門戸（入口）を（扉で）とざすことをいう。

附 定公八年の傳文に「築者闔門」とあり、注に「閉門」とある。なお、『說文』に「闔　門扇也　一曰　閉也」とあり、また、「閉　闔門也」とあるのを參照。

傳 今君爲一臺　而不速成　何以爲役

注 「役」は、事である。

附 成公二年の傳文「勤而撫之　以役王命」の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。

傳 謳者乃止　或問其故　子罕曰　宋國區區　而有詛有祝禍之本也

注 傳は、子罕が（民の）非難を（皇國父と）分擔したことをほめているのである。

附 成公二年の傳文に「吾以分謗也」とあり、注に「不欲使韓氏獨受謗」とある。

傳 齊晏桓子卒

注 晏嬰の父である。

傳 晏嬰麤縗斬

注 「斬」は、（ふちを）縫わないものである。「縗」は、胸の前にあてるものである。「麤」は、三升の（粗い）布である。

附 『儀禮』喪服「斬衰裳」の傳に「斬者何　不緝也」とあり、また、「衰三升」とあるのを參照。また、『說文』に「縗　服衣　長六寸博四寸　直心」とあるのを參照。

傳 苴絰帶杖　菅屨

注 「苴」は、麻で實がついているものであり、それが粗惡である點に取ったのである。「杖」は、竹の杖（つえ）である。「菅屨」は、草の屨（くつ）である。

附 『儀禮』喪服「苴絰杖絞帶　冠繩纓菅屨者」の傳に「苴絰者　麻之有賁者也」とあり、また、「苴杖　竹也」とあり、また、「菅屨者　菅菲也」とあるのを參照。また、同士喪禮「苴絰　大鬲」の注に「苴麻者　其貌苴　以爲

経　服重者　尚麤惡」とあるのを参照。なお、疏に「馬融云　賁者枲實　枲麻之有子者　其色麄惡　故用之　苴者　麻之色」とある。また、僖公四年の傳文「共其資糧屨屨」の注に「屨　草屨」とある。

なお、注に「取甚麄也」の「甚」は、校勘記に従って、「其」に改める。

傳食鬻　居倚廬　寢苫枕草

㊟ここの禮は、〈士喪禮〉（〈既夕禮〉）とほぼ同じであり、異なっているのは、「枕草」だけである。しかしながら、（〈士喪禮〉の）「枕凷」も、〈喪服〉の（傳文にはあるが）正文ではない。

㊟『儀禮』既夕禮に「居倚廬　寢苫枕塊（中略）歠粥」（「塊」は「凷」に同じ）とあるのを参照。ちなみに、既夕禮の題目の疏に「鄭目録云　士喪禮之下篇也」とある。また、同喪服の傳に「居倚廬　寢苫枕塊（中略）歠粥」とあるのを参照。なお、疏に「杜意言古禮未必無枕草之法也」とある。

傳其老曰　非大夫之禮也

㊟当時の慣行では、士と大夫とは、縗服がそれぞれ違っていた。晏子は、大夫であるのに、士の禮を行なったのであり、その家臣は、理解できなかったから、譏ったのである。

㊟疏に「晏子反時以從正」とある。なお、『禮記』雜記上「大夫爲其父母兄弟之未爲大夫者之喪　服如士服　士爲其父母兄弟之爲大夫者之喪　服如士服」の疏に引く王肅『聖證論』に「喪禮　自天子以下無等　故曾子云　哭泣之哀　齊斬之情　饘粥之食　自天子達（中略）春秋之時　尊者尚輕簡　喪服禮制遂壞　羣卿專政　晏子惡之　故服麤衰枕草　於當時爲重」とあるのを参照。

傳曰　唯卿爲大夫

㊟晏子は、自分を正しいとして、世の中が禮を失していることを指斥する、のをきらったから、へりくだった言葉で、簡略に家老に答えたのである。

㊟『晏子春秋』雜上に「孔子曰　晏子可謂能遠害矣　不以己之是駁人之非　遜辭以避咎　義也夫」とあるのを参照。また、すぐ上の㊟にあげた『禮記』雜記上の文の鄭注に「曰　惟卿爲大夫　此平仲之謙也　言己非大夫　故爲父服士服耳」とあるのを参照。なお、同疏に「服虔注左傳與端衰喪車無等　其老之問　晏子之荅　皆爲非禮」とある。

〔襄公十八年〕

經十有八年春白狄來

㊟「朝」と言っていないのは、朝禮を（きちんと）行なう

ことが出來なかったからである。

(附)公羊傳文に「何以不言朝　不能朝也」とあるのを參照。なお、僖公二十九年「春介葛盧來」の注にも「不稱朝不見公　且不能行朝禮」とある。

(經)夏晉人執衞行人石買

(注)石買は曹を伐った當人であるから、罪人として、その本來の罪をこらしめなければならないのに、晉は、彼が使者となったのを利用して〔使者として〕執えたから、「行人」と書いて、晉を罪責したのである。

(附)十七年に「夏衞石買帥師伐曹」とある。また、十一年の傳文に「書曰行人　言使人也」とあり、注に「書行人言非使人之罪　古者兵交　使在其間　所以通命示整　或執殺之　皆以爲譏也」とある。

(經)秋齊師伐我北鄙

(注)「齊侯」と書いていないのは、齊侯（自身）は境に入らなかったからである。

(附)下の傳文に「秋齊侯伐我北鄙」とある。

(經)冬十月公會晉侯宋公衞侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子同圍齊

(注)齊がしばしば不義を行なったから、諸侯は心を同じくして、いっしょに齊を圍んだのである。

(附)穀梁傳文に「諸侯同罪之也」とあるのを參照。また、莊公十六年の公羊傳文に「同盟者何　同欲也」とあり、何注に「同心欲盟也　同心爲善　善必成　同心爲惡　惡必成　故重而言同也」とあるのを參照。

(經)曹伯負芻卒于師

(注)傳はない。（葬）禮は、許男と同じにした〔一等級を加えた〕はずである。（名を書いているのは）三たび同盟した（からである）。

(附)注の「禮當與許男同」については、僖公四年「夏許男新臣卒」の傳に「許穆公卒于師　葬之以侯　禮也　凡諸侯薨于朝會　加一等」とあり、注に「諸侯命有三等　公爲上等　侯伯中等　子男爲下等」とある。なお、疏に「此曹是伯爵　與許男同　當葬以公禮也」とある。注の「三同盟」については、僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟　死則赴以名　禮也」とある。なお、疏に引く『釋例』に「若卒于朝會　或書師或書地者　史之成文　非義例所存也」とある。

(經)楚公子午帥師伐鄭

傳十八年春白狄始來

注「白狄」は、狄の箇別名である。魯と接したことがなかったから、「始」と言っているのである。

附僖公三十三年の傳文「郤缺獲白狄子」の注に「白狄　狄別種也」とある。

傳夏晉人執衛行人石買于長子　執孫蒯于純留

注「長子」・「純留」の二縣は、今、いづれもみな、上黨郡に屬している。孫蒯を（經に）書いていないのは、父が位におり、蒯は卿ではなかった、からである。

附注の前半については、『漢書』地理志上に「上黨郡（中略）長子（中略）屯留」とあるのを參照。

注の後半については、十七年の傳文「衛孫蒯田于曹隧」の注に「孫蒯　林父之子」とある。また、同年の傳文「夏衛石買孫蒯伐曹　取重丘」の注に「孫蒯不書　非卿」とある。

傳爲曹故也

注前年に衛が曹を伐った（からである）。

附十七年の傳文に「夏衛石買孫蒯伐曹　取重丘　曹人愬于晉」とあり、注に「爲明年晉人執石買傳」とある。

傳秋齊侯伐我北鄙　中行獻子將伐齊　夢與厲公訟　弗勝

注「厲公」は、獻子が弑した相手である。

附成公十八年の傳文に「春王正月庚申晉欒書中行偃使程滑弑厲公」とある。

傳公以戈擊之　首隊於前　跪而戴之　奉之以走　見梗陽之巫皐

注「梗陽」は、晉の邑で、太原の晉陽縣の南部にあった。「皐」は、巫の名である。あわせて、巫皐に出あう夢も見たのである。

傳他日　見諸道　與之言　同

注巫もまた、獻子が厲公と言い爭う夢を見たのである。

傳巫曰　今茲主必死　若有事於東方　則可以逞

注巫は、獻子に死の徵があるのを知ったから、存分に齊を伐つよう勸めたのである。

傳獻子許諾　晉侯伐齊　將濟河　獻子以朱絲係玉二瑴

注一對の玉を「瑴」という。

附僖公三十年の傳文「皆十瑴」の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。

傳而禱曰　齊環怙恃其險　負其衆庶

注「環」は、齊の靈公の名である。「負」は、依である。

附十四年の傳文に「昔秦人負恃其衆」とある。

傳棄好背盟　陵虐神主

注「神主」は、民である。しばしば魯を伐って人民をしい

たげたことをいう。

(附)桓公六年の傳文に「夫民　神之主也」とある。

(傳)曾臣彪將率諸侯以討焉

(注)「彪」は、晉の平公の名である。「臣」と稱しているのは、上に天子がいることを明らかにし、謙遜して神に告げたのである。「曾臣」は、末臣と同じである。

(附)『會箋』に「奉王命討不庭　故稱臣　曾　重也　故先儒解爲陪臣　謂晉侯上有天子　天子上有明神　自明神視之則晉侯爲陪臣　然明神天子之間　非可分君臣　曾臣只是最下之臣　群臣無數　而我班位甚卑　其於天子　中間凡隔幾多臣　故稱曾臣也」とあるのを參照。

(傳)其官臣偃實先後之

(注)(「官臣」とは)官を守る臣である。「偃」は、獻子の名である。

(附)昭公二十年の傳文に「仲尼曰　守道　不如守官」とある。なお、張聰咸『左傳杜注辨證』に「周禮大宗伯　六命賜官　鄭氏謂此王六命之卿賜官者　使得自置其臣　治家邑如諸侯　援此傳以足其說　然則官臣者　諸侯得受賜天子故臣得稱官　晉文告神稱曾臣彪　故偃稱官臣也　杜說未晰　賈公彥疏以爲荀偃自於晉君稱官　更謬」とあるのを參照。

(傳)荀捷有功　無作神羞

(注)「羞」は、恥である。

(附)『国語』周語中「姦禮爲羞」の韋注に「羞　恥也」とあるのを參照。また、『禮記』緇衣「兌命曰　惟口起羞」の注に「羞猶辱也」とあるのを參照。

(傳)官臣偃無敢復濟

(注)偃は、巫の言葉を信じたから、死を自分に誓ったのである。

(附)上の傳文に「巫曰　今茲主必死　若有事於東方　則可以逞　獻子許諾」とある。

(傳)唯爾有神裁之　沈玉而濟

(傳)冬十月會于魯濟　尋溴梁之言　同伐齊

(注)「溴梁」は、十六年にあり、"ともに不庭(從わぬ者)を討たん"と盟った。

(附)十六年の傳文に「於是叔孫豹晉荀偃宋向戌衛甯殖鄭公孫蠆小邾之大夫盟　曰　同討不庭」とある。なお、隱公十年の傳文「以王命討不庭」の注に「下之事上　皆成禮於庭中」とある。

(傳)齊侯禦諸平陰　塹防門而守之　廣里

(注)「平陰」城は、濟北の盧縣の東北部にあった。その城の南に防があり、防には門があった。門の外に塹壕を横向きに作り、その幅が一里もあったから、經で「圍」と書

いているのである。

(附)異説として、惠棟『春秋左傳補註』に「京相璠曰　平陰齊地也　在濟北盧縣故城西南十里（杜氏云在縣東北非也）平陰城南有長城　東至海　西至濟　河道所由　名防門　去平陰三里　司馬彪郡國志曰　濟北盧縣有平陰城有防門　有光里　京相璠曰　坊門北有光里　齊人言廣音與光同　杜氏以爲平陰城南有防　防有門　於門外作塹横行　廣一里　皆臆說也」とある。

(傳)夙沙衛曰　不能戰　莫如守險

(注)防門は險阻とは言えない、ということである。

(傳)弗聽　諸侯之士門焉　齊人多死　范宣子告析文子

(注)「析文子」は、齊の大夫の子家である。

(傳)曰　吾知子　敢匿情乎　魯人莒人皆請以車千乘自其鄉入既許之矣　若入　君必失國　子盍圖之　子家以告公公恐　晏嬰聞之　曰　君固無勇　而又聞是　弗能久矣

(注)晉に對して、長くはもちこたえられない。

(傳)齊侯登巫山以望晉師

(注)「巫山」は、盧縣の東北部にあった。

(附)『水經注』濟水に「京相璠云　巫山在平陰東北」とあるのを參照。

(傳)晉人使司馬斥山澤之險　雖所不至　必旆而疏陳之

(注)「斥」は、候である。まばら（廣範圍）に旌旗（はた）を建てて陣をなし、多勢であることを示した（多勢であるかのように見せかけた）のである。

(附)注の「斥　候也」については、十一年の傳文に「納斥候」とある。なお、異説として、陸粲『左傳附注』に「斥開也」とある。

(傳)使乘車者左實右僞　以旆先

(注)「僞」とは、衣服で人形を作ったのである。（「以旆先」とは）旆を建てて先驅したのである。

(附)宣公十二年の傳文「令尹南轅反旆」の注に「旆　軍前大旗」とある。

(傳)輿曳柴而從之

(注)それによって土けむりをあげた（大軍に見せかけた）のである。

(附)僖公二十八年の傳文「欒枝使輿曳柴而僞遁」の注に「曳柴起塵　詐爲衆走」とある。

(傳)齊侯見之　畏其衆也　乃脫歸

(注)「脫」とは、旗じるしを張らなかった（とりはずした）のである。

(附)閔公二年の傳文に「衞侯不去其旗　是以甚敗」とある。なお、異説として、安井衡『左傳輯釋』に「脫歸　脫身逃歸也」とある。

(傳)丙寅晦齊師夜遁　師曠告晉侯曰　鳥烏之聲樂　齊師其遁

㊟鳥烏は、からっぽの軍營を手に入れたから、喜んだのである。

㊟荘公二十八年の傳文に「楚幕有烏」とある。なお、『孫子』行軍に「鳥集者　虛也」とあるのを參照。

傳邢伯告中行伯

㊟「邢伯」は、晉の大夫の邢侯である。「中行伯」は、獻子である。

㊟昭公十四年の傳文に「晉邢侯與雍子爭鄐田」とある。

傳曰　有班馬之聲

㊟夜間にのがれたため、馬は、互いに仲間が見えなかった〔わかれわかれになった〕から、鳴いたのである。「班」は、別〔わかれる〕である。

㊟異說として、惠棟『春秋左傳補註』に「班　還也　郭璞引作般　齊師夜遁　馬鳴聲漸遠　故云班馬之聲　尙書班瑞于羣后　史記班作還　古字通」とあり、また、沈欽韓『春秋左氏傳補注』に「屯卦六二　乘馬班如　虞翻注　班　躓也　馬不進　故班如矣　讀如盤桓　班馬之聲　義當如此　又釋言　般　還也　郭注引傳作般　亦謂盤辟不前之意　還音旋　或音環　杜預謂班別　迂僻」とある。

傳齊師其遁　叔向告晉侯曰　城上有烏　齊師其遁　十一月丁卯朔入平陰　遂從齊師　夙沙衞連大車以塞隧而殿

㊟ここが、衞が守ろうとした險阻である。

㊟上の傳文に「夙沙衞曰　不能戰　莫如守險」とある。

傳殖綽郭最曰　子殿國師　齊之辱也

㊟奄人〔宦官〕が軍の殿〔しんがり〕をつとめたから、恥としたのである。

㊟二年の傳文「萊人使正輿子賂夙沙衞以索馬牛皆百匹」の注に「夙沙衞　齊寺人」とある。

傳子姑先乎　乃代之殿　衞殺馬於隘以塞道

㊟二子を恨んだから、その道をふさぎ、晉に彼らをとらえさせようとしたのである。

傳晉州綽及之　射殖綽　中肩　兩矢夾脰

㊟「脰」は、頸〔くび〕である。

㊟荘公十二年の公羊傳文「萬怒　搏閔公　絶其脰」の何注に「脰　頸也」とあるのを參照。

傳曰　止　將爲三軍獲　不止　將取其衷

㊟止まらなければ、今度は兩矢の中央を射ぬく、ということである。

傳顧曰　爲私誓　州綽曰　有如日

㊟絶對に汝を殺さないことは、日のように明らかである、ということである。

㊟文公十三年の傳文「秦伯曰　若背其言　所不歸爾帑者有如河」の注に「言必歸其妻子　明白如河」とある。なお、その㊟を參照。

傳乃弛弓而自後縛之

注うしろ手に縛ったのである。

附僖公六年の傳文「許男面縛銜璧」の注に「縛手於後　唯見其面　以璧爲贄　手縛故銜之」とある。なお、『史記』陳丞相世家「武士反接之」の〈集解〉に「漢書音義曰反縛兩手」とあるのを參照。

傳其右具丙

注州綽の車右である。

傳亦舍兵而縛郭最　皆衿甲面縛

注「衿甲」とは、甲〔よろい〕を脱がなかったのである。

傳坐于中軍之鼓下　晉人欲逐歸者　魯衛請攻險

注「險」とは、かたく城を守っている者である。

傳己卯荀偃士匄以中軍克京茲

注〔「京茲」は〕平陰城の東南にあった。

附『續漢書』郡國志三に「濟北國（中略）盧　有平陰城（中略）有景茲山」とあるのを參照。なお、上の傳文「齊侯禦諸平陰」の注に「平陰城在濟北盧縣東北」とある。

傳乙酉魏絳欒盈以下軍克邿

注欒黶が死に、その子の盈が下軍の佐となっていた。平陰の西に邿山がある。

附十四年の傳文「其在盈乎」の注に「盈　黶之子」とある。また、十三年の傳文に「欒黶將下軍　魏絳佐之」とある。

傳趙武韓起以上軍圍盧　弗克　十二月戊戌及秦周　伐雍門之萩

注「秦周」は、魯の大夫である。趙武がこれに追いつき、いっしょに萩を伐ったのである。「雍門」は、齊の城門である。

附注の前半については、異說として、惠棟『春秋左傳補註』に「子惠子曰　呂覽愼大篇曰　齊達子帥其餘卒以軍于秦周　高誘曰　秦周　齊城門名也　案秦周當是齊地名　杜氏以爲魯大夫　失之」とある。

注の後半については、『戰國策』齊一「使輕車銳騎衝雍門」の高注に「雍門　齊西門名也」とあるのを參照。

傳范鞅門于雍門　其御追喜以戈殺犬于門中

注犬を殺したのは、餘裕を示すためである。

傳孟莊子斬其檰以爲公琴

注「莊子」は、孺子速である。「檰」は、木の名である。

附十六年の傳文に「孟孺子速徼之」とあり、注に「孟獻子之子　莊子速也」とある。

傳己亥焚雍門及西郭南郭　劉難士弱率諸侯之師焚申池之竹木

注二子は、晉の大夫である。

傳壬寅焚東郭北郭　范鞅門于揚門

注齊の西門である。

傳 州綽門于東閭

注 齊の東門である。

傳 左驂迫　還于門中　以枚數闔

注 「枚」は、馬の櫓（むち）である。「闔」は、門扇（とびら）である。その板をかぞえたのは、恐れていないことを示すためである。

附 異說として、焦循『春秋左傳補疏』に「二十一年傳　州綽云　東閭之役　臣左驂迫　還於門中　識其枚數　故杜云　數其枚　考工記　鳧氏爲鍾　鍾帶謂之篆　篆間謂之枚　鄭司農云　枚　鍾乳也　元謂今時鍾乳俠鼓與舞　每處有九　面三十六　門闔之上　以鐵釘布之　有如鍾乳　故亦名枚　二十一年傳注　以門板解枚字　而釋文於傳文出其枚二字云　本亦作板　於是此注數其枚　宋本枚亦作板　正義云　以馬枚數門扇之板　彼時數得其數　則二枚不同　今人數物　猶云一枚二枚　孔氏所據傳文　固作枚數　不作板數　門闔之板　無可數者也　試以州綽自言識其枚數之枚　證以枚數闔之枚　蓋皆指門闔上之乳　以枚數闔　猶云數闔之枚　數闔者　卽數其枚　闔有何可數乎　傳文前後自相發明　杜氏不識左氏屬文句法　以十八年之枚爲馬櫓　二十一年之枚爲門板　而孔氏以枚數爲一枚二枚　均失之矣」とある。

なお、傳の「東門中」の「東」は、校勘記に從って、衍文とみなす。また、注の「數其枚」の「枚」は、校勘記に從って、「板」に改める。

傳 齊侯駕　將走郵棠

注 「郵棠」は齊の邑である。

傳 大子與郭榮扣馬

注 「大子」は、光である。「榮」は、齊の大夫である。

附 十九年の傳文に「齊侯娶于魯　曰顏懿姬　無子　其姪鬷聲姬　生光　以爲大子」とある。

傳 曰　師速而疾　略也

注 齊の地を荒らしまわろうとしているだけで、長く攻める意志はない、ということである。

附 隱公五年の傳文「公曰　吾將略地焉」の注に「略　揔攝巡行之名　傳曰　東略之不知　西則否矣」とある。なお、その附を參照。

傳 將退矣　君何懼焉　且社稷之主不可以輕　輕則失衆　君必待之　將犯之　大子抽劍斷鞅　乃止　甲辰東侵及濰南及沂

注 「濰」水は、東莞の東北部にあり、北海の都昌縣に至って、海にそそいでいた。「沂」水は、東莞の蓋縣から出、下邳に至って、泗水にそそいでいた。

附 『水經』に「濰水出琅邪箕縣濰山（中略）又東北過都昌縣東　又東北入于海」とあり、また、「沂水出泰山蓋縣

艾山（中略）又南過下邳縣西南入于泗」とあるのを参照。なお、注の「東北」は、あるいは、東北へ流れ、の意かも知れない。

傳鄭子孔欲去諸大夫

注權力をひとりじめしようとしたのである。

傳將叛晉而起楚師以去之　使告子庚　子庚弗許

注「子庚」は、楚の令尹の公子午である。

附十二年の傳文「楚司馬子庚聘于秦」の注に「子庚　莊王子午也」とある。また、十五年の傳文に「楚公子午爲令尹」とある。

傳楚子聞之　使楊豚尹宜告子庚曰　國人謂不穀主社稷而不出師　死不從禮

注先君の霸業を受け継げないでいるから、死んでも、先君の禮によれないであろう。

附注の「不能先君之禮」は、諸本に從って、「不得從先君之禮」に改める。

傳不穀卽位　於今五年　師徒不出　人其以不穀爲自逸而忘先君之業矣

注いまだかつて、自分で軍をひきいて出動したことがない、ことをいう。

傳大夫圖之　其若之何　子庚歎曰　君王其謂午懷安乎　吾以利社稷也　見使者　稽首而對曰　諸侯方睦於晉　臣請嘗之

注「嘗」とは、その難易をためすのである。

附成公十七年の傳文「君盍嘗使諸周而察之」等の注に「嘗試也」とある。なお、その附を参照。

傳若可　君而繼之　不可　收師而退　可以無害　君亦無辱　子庚帥師治兵於汾

注襄城縣の東北部に汾丘城がある。

附『續漢書』郡國志二に「潁川郡（中略）襄城（中略）有汾丘」とあるのを参照。

傳於是子蟜伯有子張從鄭伯伐齊

注「子張」は、公孫黑肱である。

附二十二年の傳文に「九月鄭公孫黑肱有疾　歸邑于公」とあり、注に「黑肱　子張」とある。

傳子孔子展子西守　二子知子孔之謀

注「二子」とは、子展と子西である。

傳完守入保

注城郭をかため、中で保守した（たてこもった）のである。

傳子孔不敢會楚師　楚師伐鄭　次於魚陵

注「魚陵」は、魚齒山で、南陽の犨縣の北部にあった。鄭地である。

傳右師城上棘　遂涉潁　次于旃然

㊟潁水を渡ろうとしたから、水邊に假に小城を築いて、進退の據點としたのである。「旃然」水は、熒陽の成皐縣から出、東へ流れて、汴水にそそいでいた。

㊟『續漢書』郡國志一に「河南尹（中略）成睾　有旃然水」とあるのを參照。なお、注の「城皐縣」の「城」は、諸本に從って、「戍」に改める。

傳鶩子馮公子格率銳師侵費滑胥靡獻于雍梁

㊟「胥靡」・「獻于」・「雍梁」は、いづれもみな、鄭の邑である。河南の陽翟縣の東北部に雍氏城がある。

㊟『續漢書』郡國志二に「潁川郡（中略）陽翟（中略）有雍氏城」とあるのを參照。

傳右回梅山

㊟熒陽の密縣の東北部にあった。

㊟『續漢書』郡國志一に「河南尹（中略）密（中略）有梅山」とあるのを參照。

傳侵鄭東北　至于蟲牢而反　子庚門于純門　信于城下而還

㊟「信」は、再宿（二泊）である。

㊟莊公三年の傳文に「凡師　一宿爲舍　再宿爲信　過信爲次」とある。

傳涉於魚齒之下

㊟魚齒山のふもとには滍水があったから、「涉」と言っているのである。

傳甚雨及之　楚師多凍　役徒幾盡　晉人聞有楚師　師曠曰不害　吾驟歌北風　又歌南風　南風不競

㊟「歌」とは、律（ふえ）を吹いて、八風を詠唱するのである。南風は音が微弱であったから、「不競」と言っているのである。師曠が（八風のうち）南・北の風だけを歌ったのは、晉・楚の強・弱をききわけようとしたからである。

㊟隱公五年の傳文に「夫舞所以節八音而行八風」とあり、注に「八風　八方之風也」とある。また、僖公七年の傳文「心則不競」等の注に「競　強也」とある。なお、『周禮』大師に「大師　執同律以聽軍聲　而詔吉凶」とあるのを參照。また、同保章氏「以十有二風　察天地之和命乖別之妖祥」の注に「吹其律以知和不」とあるのを參照。なお、異說として、疏に「服虔以爲　卯酉以北律呂爲北風　以南爲南風」とあり、また、保章氏の疏に「服注　北風　無射夾鍾以北　南風　沽洗以南」とある（つまり、服虔は、「北風」・「南風」を、八風ではなくて、十二辰すなわち十二律に當てている、ということ）。なお、注の「師也」は、諸本に從って、衍文とみなす。

傳多死聲　楚必無功　董叔曰　天道多在西北

㊟（この年）歲星が豕韋（娵訾）にあり、月も建亥（周正の十二月）であったから、「多く西北にある」と言って

いるのである。

(附)二十八年の傳文に「春無冰　梓愼曰　今茲宋鄭其饑乎　歲在星紀　而淫於玄枵」とあり、注に「歲　歲星也（中略）十八年晉董叔曰　天道多在西北　是歲歲星在亥　至此年十一歲　故在星紀」とある。また、昭公十一年の傳文に「此蔡侯般弑其君之歲也　歲在豕韋」とあり、注に「襄三十年蔡世子般弑其君　歲在豕韋　至今十三歲　歲復在豕韋」とある。なお、豕つまり亥は、方角として、西北に當たる。

なお、下の疏に「服虔云　南風律氣不至　故聲多死」とある。

(傳)南師不時　必無功

(注)「不時」とは、歲と月とに牴觸することをいう。

(傳)叔向曰　在其君之德也

(注)天の時も地の利も、人の和には及ばない、ということである。

(附)『孟子』公孫丑下に「天時不如地利　地利不如人和」とあるのを參照。

〔襄公十九年〕

(經)十有九年春王正月諸侯盟于祝柯

(注)（「諸侯」とは）前年に齊を圍んだ諸侯である。「祝柯」縣は、今、濟南郡に屬している。

(附)十八年に「冬十月公會晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子同圍齊」とある。

(經)晉人執邾子

(注)「人」を稱して執えているのは、惡が民に及んだからである。

(附)成公十五年の傳文に「凡君不道於其民　諸侯討而執之　則曰某人執某侯」とあり、注に「稱人　示衆所欲執」とある。

(經)公至自伐齊

(注)傳はない。

(附)疏に「賈逵云　圍齊而致伐　以策伐勳也」とある。

(經)取邾田自漷水

(注)邾の田を取り、漷水を境界としたのである。「漷水」は、東海の合鄉縣から出て、西南へ流れ、魯國を經て、高平の湖陸縣に至り、泗水にそそいでいた。

(附)公羊傳文に「其言自漷水何　以漷爲竟也」とあるのを參照。なお、注の「郭」は、校勘記に從って、「漷」に改める。

(經)季孫宿如晉　葬曹成公

(注)傳はない。

經夏衛孫林父帥師伐齊

經秋七月辛卯齊侯環卒

㊟（名を書いているのは）世子光が三たび魯と同盟した（からである）。

㊟僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟　死則赴以名　禮也」とある。

經晉士匄帥師侵齊　至穀　聞齊侯卒　乃還

㊟到達した場所及びひきあげたことを詳錄しているのは、禮に合致したのをほめてである。

㊟下の傳文に「晉士匄侵齊　及穀　聞喪而還　禮也」とある。なお、公羊傳文に「還者何　善辭也　何善爾　大其不伐喪也」とあるのを參照。

經八月丙辰仲孫蔑卒

㊟傳はない。

經齊殺其大夫高厚

經鄭殺其大夫公子嘉

經冬葬齊靈公

㊟傳はない。

經城西郛

㊟魯の西郭である。

㊟僖公十二年の傳文「春諸侯城衛楚丘之郛　懼狄難也」等の注に「郛　郭也」とある。なお、その㊟を參照。

經叔孫豹會晉士匄于柯

㊟魏郡の內黃縣の東北部に柯城がある。

經城武城

㊟泰山の南城縣である。

㊟錢大昕『廿二史考異』晉書二地理志上〈泰山郡南武城縣〉に「按　續漢志泰山郡南城縣故屬東海（漢書本作南成後漢始加土旁）不知何時增入武字　考景獻羊皇后惠羊皇后羊祜傳宋書羊欣羊元保傳幷云泰山南城人　武帝分泰山郡置南城郡　封羊祜爲南城郡公　亦以縣得名也　宋齊州郡志隋地理志皆稱南城　無云南武城者　惟晉志多一武字　殆因下文有南武陽縣相涉而誤也　杜預注哀十四年傳云泰山南城縣西北有輿城　其注襄十九年經城武城則云泰山

南武城縣　二文似相抵牾　然劉昭注續漢志引襄十九年注亦云南城縣　初無武字　則杜注此條武字亦後人所增也　南城本春秋武城之地　史記亦有南武城之稱（見仲尼弟子列傳）但晉世祇名南城　不名南武城」とあるのに従って、注の「武」は、衍文とみなす。

傳十九年春諸侯還自沂上　盟于督揚　曰　大毋侵小

注「督揚」は、祝柯に他ならない。

附上の經に「春王正月諸侯盟于祝柯」とある。

傳執邾悼公　以其伐我故

注魯を伐ったことは、十七年にある。

附十七年に「冬邾人伐我南鄙」とある。

傳遂次于泗上　疆我田

注邾と魯の境界を正したのである。「泗」は、川の名である。

傳取邾田自漷水　歸之于我

注邾の田は漷水の北側（魯側）にあったが、今ここで、更めて漷水を境界としたから、「邾の田を取った」と言っているのである。

附異說として、疏に「公羊傳曰　其言自漷水何　以漷爲竟也　何言乎以漷爲竟　漷移也　其意言邾魯以漷水爲竟　漷水移入邾界　魯隨而有之　賈服取以爲說　言刺晉偏而魯貪」とある。

傳晉侯先歸　公享晉六卿于蒲圃

注六卿は魯にたちよったのである。

傳賜之三命之服　軍尉司馬司空輿尉候奄皆受一命之服

注鞌の戰いからひきあげる時に賜わったものと同じで、先輅（正車）だけがなかった。

附成公二年の傳文に「公會晉師于上鄍　賜三帥先路三命之服　司馬司空輿帥候正亞旅皆受一命之服」とある。

傳賄荀偃束錦加璧乘馬　先吳壽夢之鼎

注荀偃は中軍の元帥であったから、特別に贈物をしたのである。五匹を「束」という。四馬を「乘」という。「壽夢」は、吳子乘である。（壽夢が）鼎を魯に獻じたから、それをそのまま（鼎の）名稱としたのである。昔、（人に）贈物をする時には、必ず、何か（輕いもの）をそれより先におくった。ここの場合は、璧・馬を鼎の先におくったのである。

附注の「荀偃　中軍元帥」については、十三年の傳文に「荀偃將中軍」とある。

注の「五匹爲束」については、閔公二年の傳文「重錦三十兩」の注に「以二丈雙行　故曰兩　三十兩　三十匹也」とある。なお、その附を參照。

注の「四馬爲乘」については、閔公二年の傳文「歸公乘

馬祭服五稱牛羊豕雞狗皆三百與門材」の注に「四馬曰乘」とある。なお、その㈱を參照。

注の「壽夢　吳子乘也」については、十二年に「秋九月吳子乘卒」とあり、傳に「秋吳子壽夢卒」とあり、注に「壽夢　吳子之號」とある。

注の「古之獻物　必有以先云云」については、僖公三十三年の傳文「鄭商人弦高將市於周　遇之　以乘韋先　牛十二犒師」の注に「先韋乃入牛　古者將獻遺於人　必有以先之」とある。なお、その㈱を參照。

㈳荀偃瘴疽　生瘍於頭

㊟「瘴疽」は、惡創（惡性のかさ）である。

㈳濟河　及著雍　病　目出　大夫先歸者皆反　士匄請見弗內　請後　曰　鄭甥可

㊟士匄は、中軍の佐であったから、後繼者をたづねたのである。「鄭甥」は、荀吳である。その母が鄭の女であった。

㈱十三年の傳文に「荀偃將中軍　士匄佐之」とある。

㈳二月甲寅卒　而視　不可含

㊟目を開き、口を噤んでいた。

㈱文公五年「春王正月王使榮叔歸含且賵」の注に「含　口實」とある。

㈳宣子盥而撫之　曰　事吳敢不如事主　猶視

㊟大夫のことを「主」と稱する。

㈱『國語』晉語八「再世以下　主之」の韋注に「大夫稱主」とあるのを參照。

㈳欒懷子曰　其爲未卒事於齊故也乎

㊟「懷子」は、欒盈である。

㈱二十一年の傳文に「欒桓子娶於范宣子　生懷子」とあり、注に「桓子　欒黶　懷子　盈也」とある。

㈳乃復撫之　曰　主荀終　所不嗣事于齊者　有如河　乃瞑受含

㊟「嗣」は、續である。

㈱三十年の傳文「子產而死　誰其嗣之」の注に、同文がみえる。なお、『詩』鄭風〈子衿〉「縱我不往　子寧不嗣音」の鄭箋に「嗣　續也」とあるのを參照。

㈳宣子出　曰　吾淺之爲丈夫也

㊟偏見をもって人（荀偃）を待遇してきたことを後悔したのである。

㈱楊伯峻『春秋左傳注』に「此士匄自恨語　謂小視荀偃未視之爲大丈夫」とあるのを參照。なお、異說として、安井衡『左傳輯釋』に「此當言吾爲淺丈夫也　欲奇句法故言淺之爲丈夫也　凡倒用字句者　加之字於所倒之字下　如謂此也　作此之謂也」とある。

傳 晉欒魴帥師從衛孫文子伐齊

注 (齊を伐ったのは) 懷子の言葉のためである。「欒魴」は、欒氏の一族である。(欒魴のことを經に) 書いていないのは、兵を林父の方にひとまとめにし、箇別には赴告してこなかった、からである。經が夏のところに書いているのは、赴告に從ったのである。

附 注の前半については、上の傳文に「欒懷子曰　其爲未卒事於齊故也乎」とある。

注の後半については、經に「夏衛孫林父帥師伐齊」とある。

傳 季武子如晉拜師

注 齊を討ってくれたことに拜謝したのである。

傳 晉侯享之　范宣子爲政

注 荀偃に代わって、中軍の將となった。

傳 賦黍苗

注 「黍苗」は、『詩』の小雅で、召伯が、陰雨が黍苗を養育するように、諸侯を勞來した〈いたわった〉、ことをほめたものである。(つまり) 晉君が、召伯と同じように、魯國を憂勞した〈いたわった〉、ことを喩えたのである。

附 『詩』小雅〈黍苗〉の第一章に「芃芃黍苗　陰雨膏之　悠悠南行　召伯勞之」とある。なお、注の「勞來」については、『說文』に「勑　勞也」とあり、段注に「此當云勞勑也　淺人刪一字耳 (中略) 孟子放勳曰　勞之來之　詩序曰　萬民離散　不安其居　宣王能勞來還定安集之　來皆勑之省　俗作徠」とあるのを參照。

傳 季武子興　再拜稽首　曰　小國之仰大國也　如百穀之仰膏雨焉　若常膏之　其天下輯睦　豈唯敝邑　賦六月

注 「六月」は、尹吉甫が天子を輔佐して征伐した (ときの) 詩である。(つまり) 晉侯を、出征して王國を正した吉甫になぞらえたのである。

附 『詩』小雅〈六月〉の第一章に「王于出征　以匡王國」とあり、第二章に「王于出征　以佐天子」とあり、第五章に「文武吉甫　萬邦爲憲」とある。なお、第五章の毛傳に「吉甫　尹吉甫也」とあり、鄭箋に「吉甫　此時大將也」とあるのを參照。

傳 季武子以所得於齊之兵作林鍾　而銘魯功焉

注 「林鍾」は、(本來) 律の名稱である。鍾を鑄造すると、その音が林鍾に應じたから、それをそのまま (鍾の) 名稱としたのである。

附 『國語』周語下に「王將鑄無射　問律於伶州鳩　對曰　律所以立均出度也　古之神瞽考中聲而量之以制　度律均鍾　百宮軌儀　紀之以三　平之以六　成於十二　天之道

也　夫六　中之色也　故名之曰黃鍾（中略）由是第之二曰太蔟（中略）三曰姑洗（中略）四曰蕤賓（中略）五曰夷則（中略）六曰無射（中略）爲之六閒　以揚沈伏而黜散越也　元閒大呂（中略）二閒夾鍾（中略）三閒仲呂（中略）四閒林鍾（中略）五閒南呂（中略）六閒應鍾」とあるのを參照。

傳　臧武仲謂季孫曰　非禮也　夫銘　天子令德

注　天子は、德を銘し、功を銘さない。

傳　諸侯言時計功

注　舉動して、時節に適い、功があれば、銘すことが出來る。

傳　大夫稱伐

注　その功伐の勞を銘す。

附　莊公二十八年の傳文「且旌君伐」の注に「伐　功也」とある。なお、その附を參照。

傳　今稱伐　則下等也

注　大夫（の禮）に從ったからである。

傳　計功　則借人也

注　晉の力を借りた。

傳　言時　則妨民多矣　何以爲銘　且夫大伐小　取其所得以作彝器

注　「彝」は、常である。鍾・鼎が宗廟の常器であることをいう。

附　昭公十五年の傳文「故能薦彝器於王」の注に「彝　常也　謂可常寶之器」とある。なお、『爾雅』釋詁に「彝　常也」とあるのを參照。また、『說文』に「彝　宗廟常器也」とあるのを參照。

傳　銘其功烈　以示子孫　昭明德而懲無禮也　今將借人之力以救其死　若之何銘之　小國幸於大國

注　（「幸於大國」とは）大國に勝ったことを幸いとする（よろこぶ）、ということである。

附　異說として、楊伯峻『春秋左傳注』に「幸者　僥幸戰而獲勝」とある。

傳　而昭所獲焉以怒之　亡之道也

注　西郛と武城に城いたこと、のために傳したのである。

附　上の經に「城西郛」とあり、また、「城武城」とある。

傳　齊侯娶于魯　曰顏懿姬　無子　其姪䵣聲姬生光　以爲大子

注　兄の子を「姪」という。「顏」・「䵣」は、いづれもみな、二姬の母の姓で、それをそのまま號としたのである。「懿」・「聲」は、いづれもみな、謚である。

附　二十三年の傳文「繼室以其姪」の注に「女子謂兄弟之子爲姪」とある。

傳　諸子仲子戎子　戎子嬖

㊟「諸子」とは、諸妾で子を姓とする者である。二子は、いづれもみな、宋の女である。

傳仲子生牙　屬諸戎子

㊟「屬」とは、託したのである。

㊟『呂氏春秋』孟春紀〈貴公〉「寡人將誰屬國」の高注に「屬　託也」とあるのを參照。

傳戎子請以爲大子　許之

㊟齊侯が許したのである。

傳仲子曰　不可　廢常　不祥

㊟（「廢常」とは）嫡子を立てるという常法を廢する、ということである。

傳間諸侯　難

㊟（「難」とは）事が成功し難い、ということである。

傳光之立也　列於諸侯矣

㊟諸侯の會に參列した。

㊟『史記』齊世家「光之立　列於諸侯矣」の〈集解〉に「服虔曰　數從諸侯征伐盟會」とあるのを參照。

傳今無故而廢之　是專黜諸侯

㊟光にはすでに、諸侯の格がある、ことをいう。

㊟異說として、安井衡『左傳輯釋』に「是以下十二字一氣讀　黜　貶下也　言光以大子列諸侯之會　今齊侯廢之而不謀之諸侯　是專貶下諸侯　而以難成之事　犯廢常之不祥也　杜以諸侯爲光　不知此皆覆前文　不唯害義　又礙於文矣」とある。

傳而以難犯不祥也　君必悔之　公曰　在我而已　遂東大子光

㊟廢して、東鄙にうつした。

㊟『史記』齊世家「遂東太子光」の〈集解〉に「賈逵曰　徙之東垂也」とあるのを參照。

傳使高厚傅牙　以爲大子　夙沙衛爲少傅　齊侯疾　崔杼微逆光　疾病而立之　光殺戎子

㊟しまいまで言ったのである。

㊟疏に「知終言之者　以云尸諸朝　非禮　下始云五月齊靈公卒　莊公卽位　若非卽位之後　豈得尸戎子於朝　故傳終言之」とある。

傳尸諸朝　非禮也　婦人無刑

㊟黥（いれずみ）・刖（あしきり）の刑がない。

㊟異說として、疏に「服虔云　婦人　從人者也　故不爲制刑　及犯惡　從男子之刑也」とある。

傳雖有刑　不在朝市

㊟死罪を犯した者でも、尸（しかばね）をさらさない、ことをいう。

傳夏五月壬辰晦齊靈公卒

㊟經が「七月辛卯」と書いているのは、光が位を定めた後

に赴告してきた、からである。

傳 莊公卽位

注 大子光である。

傳 執公子牙於句瀆之丘　以夙沙衛易己　衛奔高唐以叛

注 光は、衛が公をそそのかして自分をかえさせた、と思ったのである。「高唐」は、祝柯縣の西北部にあった。

傳 晉士匄侵齊　及穀　聞喪而還　禮也

注 (喪中を伐たないのは)禮の常法であるから、君命を待つ必要はない。

附 公羊傳文に「還者何　善辭也　何善爾　大其不伐喪也　此受命乎君而伐齊　則何大乎其不伐喪　大夫以君命出進退在大夫也」とあるのを參照。

傳 於四月丁未

注 この年の四月に、である。

傳 鄭公孫蠆卒　赴於晉大夫　范宣子言於晉侯　以其善於伐秦也

注 十四年に晉が秦を伐ったとき、子蟜(公孫蠆)は、諸侯の師に會って、涇水を渡るよう勸めた。

附 十四年の傳文に「夏諸侯之大夫從晉侯伐秦(中略)及涇不濟(中略)鄭子蟜見衛北宮懿子曰　與人而不固　取惡莫甚焉　若社稷何　懿子說　二子見諸侯之師而勸之濟」とある。

傳 六月晉侯請於王　王追賜之大路　使以行禮也

注 「大路」は、天子が賜わる車の揔稱であり、それによって葬禮を行なったのである。傳は、大夫に功があれば、服路(服車)を賜わる、ことを言っているのである。

附 注の「大路　天子所賜車之揔名」については、二十四年の傳文「穆叔如周　聘且賀城　王嘉其有禮也　賜之大路」の注に、同文がみえる。なお、疏に引く『釋例』に「周官　王之五路　及卿大夫士服車　各有名　又有良車散車不在等者　其用無常　謂此上五路之良散　當以出賜　故言其用無常也　傳通稱玉路金路爲大路　及賜魯穆叔鄭子蟜　當是革路若木路　所以封四衛及蕃國之君也　而亦曰大路者　據受王之殊錫　皆舉其揔名　或云先　或云次當各自以就數爲差也」とあるのを參照。ちなみに、疏に引く何休『膏肓』に「天子車稱大路　諸侯車稱路車　大夫稱車　今鄭子蟜　諸侯之大夫耳　當與天子士同　賜其車而名之曰大路　非正也　孔子曰　唯器與名　不可以假人　名不正　則言不順　於義左氏爲短」とあり、『詩』小雅〈采薇〉の疏に引く鄭玄『箴膏肓』に「卿以上所乘車　皆曰大路　詩云　彼路斯何　君子之車　此大夫之車稱路也　王制　卿爲大夫」とある。

注の「以行葬禮」については、昭公四年の傳文に「公使杜洩葬叔孫（中略）杜洩將以路葬　且盡卿禮」とあり、注に「路　王所賜叔孫車」とある。なお、句讀に關する異說として、『會箋』に「行字句絕　上曰六月　曰追賜則行一字而行葬之意見矣（中略）禮也斷辭」とある（この注によれば、杜預は、傳の「行禮」をつづけて讀んでいる、と推測される）。

注の「服路」については、『周禮』巾車「服車五乘」の注に「服車　服事者之車」とあるのを參照。

傳秋八月齊崔杼殺高厚於灑藍　而兼其室

注「灑藍」は、齊地である。

傳書曰齊殺其大夫　從君於昏也

注傳は、經が〝崔杼が殺した〟と言わずに、國討の表現をとっている、ことを解說したのである。

附文公六年「晉殺其大夫陽處父」の注に「處父侵官　宜爲國討　故不言賈季殺」とある。なお、その附を參照。

傳鄭子孔之爲政也專

注權力をひとりじめしていた。

傳國人患之　乃討西宮之難

注十年に、尉止たちが西宮で亂をおこしたとき、子孔は、察知しながら教えなかった。

附十年の傳文に「冬十月戊辰尉止司臣侯晉堵女父子師僕帥賊以入　晨攻執政于西宮之朝　殺子駟子國子耳　刼鄭伯以如北宮　子孔知之　故不死」とあり、注に「子孔　公子嘉也　知難不告　利得其處也　爲十九年殺公子嘉傳」とある。

傳與純門之師

注前年に、子孔は、楚の師を純門まで引き入れた。

附十八年の傳文に「鄭子孔欲去諸大夫　將叛晉而起楚師以去之　使告子庚（中略）子庚門于純門」とある。

傳子孔當罪　以其甲及子革子良氏之甲守

注それらをひきいて自衛したのである。

傳甲辰子展子西率國人伐之　殺子孔　而分其室　書曰鄭殺其大夫　專也

注（上の高厚の場合と）同じく、國討の表現をとったのである。

傳子然子孔　宋子之子也

注「子然」は、子革の父である。

傳士子孔　圭嬀之子也

注「宋子」・「圭嬀」は、いづれもみな、鄭の穆公の妾である。「士子孔」は、子良の父である。

傳圭嬀之班亞宋子　而相親也

㊟「亞」は、次である。
㊟文公六年の傳文「爲亞卿焉」の注に、同文がみえる。なお、その㊟を參照。
傳二子孔亦相親也　僖之四年　子然卒
㊟鄭の僖公四年で、魯の襄公六年にあたる。
㊟傳の「士子孔」の「士」は、校勘記に從って、「二」に改める。
傳簡之元年　士子孔卒
㊟魯の襄公八年にあたる。
傳司徒孔實相子革子良之室
㊟司徒孔〔子孔〕は、二父〔子然・士子孔〕と仲がよかったから、その子〔子革・子良〕をたすけたのである。
傳三室如一
㊟心を同じくした、ということである。
傳故及於難
㊟だから、二子も、まきぞえで難に遭ったのである。
傳子革子良出奔楚　子革爲右尹
㊟「子革」は、鄭丹に他ならない。
㊟昭公十一年の傳文に「鄭丹在內」とあり、注に「襄十九年丹奔楚」とある。また、同十二年の傳文に「右尹子革夕」とあり、注に「子革　鄭丹」とある。
傳鄭人使子展當國　子西聽政　立子產爲卿
㊟簡公がまだ幼かったから、大夫が國政を握ったのである。
㊟二十七年の傳文「慶封當國」の注に「當國　秉政」とある。
傳齊慶封圍高唐　弗克
㊟夙沙衛がそこに據って叛いたから、圍んだのである。
㊟上の傳文に「夏五月壬辰晦齊靈公卒　莊公卽位（中略）以夙沙衛易己　衛奔高唐以叛」とある。
傳冬十一月齊侯圍之　見衛在城上　號之　乃下
㊟衛は、下りて、齊侯と話をした。
㊟下の疏に「衛已下城　齊侯不卽執取者　或有所隔礙　不得取之」とある。
傳問守備焉　以無備告　揖之　乃登
㊟齊侯は、衛がありのままに答えたから、一揖して敬意を表し、彼の命を助けようとした。（しかし）衛は、討死する覺悟であったから、齊侯の揖には應ぜず、また城に登ったのである。
㊟疏に「杜於此注　皆用賈逵之說」とある。なお、異說として、疏に「服虔引彭仲博云　齊欲誅衛　呼而下　與之言　固可取之　無爲揖之復令登城　仲博以爲齊侯號衛衛慙而下　云問守備焉　問衛之守高唐者　衛無恩信　故令守者以無備告　齊侯善其言　故揖之　乃命士卒登城

服虔謂此說近之」とある。

傳聞師將傅　食高唐人　殖綽工僂會夜縋納師

注（「會」とは）その會食に乘じたのである。二子は、齊の大夫である。

附異說として、安井衡『左傳輯釋』に「衛既以無備告齊侯聞齊師將傅城　欲使高唐人盡力　爲盛膳食之　會字句殖綽工僂　時在城中　欲納齊師　恐衛疑之　因亦會食至夜　乃縣繩納齊師也　如注疏　以會爲因會食　加因字　其義始通　且如其說　夜字當在食字上　今在會下是食與縋異時　安得言因其無備哉」とある。また、『會箋』に「三十一年齊工僂灑出奔晉　莊十七年遂工婁氏饗齊戍　據是　工僂氏　會名」とある。

傳醢衛于軍

傳城西郛　懼齊也

注前年に晉とともに齊を伐ち、しかも、その武器をとかして鍾を作ったから、懼れたのである。

附十八年に「冬十月公會晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子同圍齊」とある。また、上の傳文に「季武子以所得於齊之兵作林鍾　而銘魯功焉」とある。

傳齊及晉平　盟于大隧

注「大隧」は、地（名）で、闕〔不明〕である。

傳故穆叔會范宣子于柯

注齊と晉とが和平し、魯は齊を懼れていたから、柯の會をなすことで、自國のかためをしたのである。

傳穆叔見叔向　賦載馳之四章

注四章に「大邦を控したいが、誰にたより、誰のもとに行ったらよいだろうか」とある。「控」は、引である。その〝大國を味方に引きよせて、自國を救助してもらおうとする〟という點に（意義を）取ったのである。

附文公十三年の傳文「子家賦載馳之四章」の注に「載馳詩鄘風　四章以下　義取小國有急　欲引大國以救助」とある。なお、その附を參照。

傳叔向曰　肸敢不承命

注叔向は、齊は、盟ったからといって、（そうやすやすと）服從することはしないだろう、と忖度したから、魯を救援することを許諾したのである。

傳穆叔歸曰　齊猶未也　不可以不懼　乃城武城

附校勘記に從って、傳の「穆叔」の下に、「歸」の字を補う。

傳衛石共子卒

注石買である。

傳 悼子不哀

注 買の子の石惡である。

傳 孔成子曰　是謂蹙其本

注 「蹙」は、拔と同じである。

附 『史記』衛世家「妾怪之　問孔成子」の〈集解〉に「服虔曰　衛卿孔烝鉏」とある。

傳 必不有其宗

注 二十八年の、石惡が出奔したこと、のために傳したのである。

附 二十八年に「夏衛石惡出奔晉」とある。

〔襄公二十年〕

經 二十年春王正月辛亥仲孫速會莒人盟于向

注 「向」は、莒の邑である。

附 宣公四年「春王正月公及齊侯平莒及郯　莒人不肯　公伐莒取向」の注に、同文がみえる。

經 夏六月庚申公會晉侯齊侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子盟于澶淵

注 「澶淵」は、頓丘縣の南部にあり、今、繁汙とよばれている。ここは、衛地で、しかも、戚の田に近かった。

附 文公元年「秋公孫敖會晉侯于戚」の注に「戚　衛邑　在頓丘衛縣西」とある。

經 秋公至自會

注 傳はない。

經 仲孫速帥師伐邾

經 蔡殺其大夫公子燮

注 莊公の子である。

附 八年「鄭人侵蔡　獲蔡公子燮」の注に「燮　蔡莊公子」とある。

經 蔡公子履出奔楚

注 燮の同母弟である。

附 下の傳文に「蔡公子燮欲以蔡之晉　蔡人殺之　公子履其母弟也　故出奔楚」とある。

經 陳侯之弟黃出奔楚

注 「弟」と稱しているのは、罪がないことを明らかにしたのである。

附 下の傳文に「陳侯之弟黃出奔楚　言非其罪也」とある。なお、異說として、疏に「賈逵以爲稱名罪其偪」とある。

經 叔老如齊

經冬十月丙辰朔日有食之

㊟傳はない。

經季孫宿如宋

傳二十年春及莒平　孟莊子會莒人盟于向　督揚之盟故也

㊟莒がしばしば魯を伐ったため、前年に、諸侯が督揚で盟って和解させた。だから、（今ここで）二國が別にまた、共に盟い、よしみを結んだのである。

㊟十二年に「春王三月莒人伐我東鄙　圍台」とあり、十四年に「莒人侵我東鄙」とある。また、十九年の傳文に「春諸侯還自沂上　盟于督揚　曰　大毋侵小」とある。

傳夏盟于澶淵　齊成故也

㊟齊が晉と和平した（からである）。

㊟十九年の傳文に「齊及晉平　盟于大隧」とある。なお、桓公二年「三月公會齊侯陳侯鄭伯于稷以成宋亂」の注に「成　平也」とある。

傳邾人驟至　以諸侯之事弗能報也

㊟「驟」は、數（しばしば）である。十五年と十七年に魯を伐ったことをいう。

㊟注の前半については、文公十四年の傳文「公子商人驟施於國」の注に、同文がみえる。なお、その㊟を參照。注の後半については、十五年に「邾人伐我南鄙」とあり、十七年に「冬邾人伐我南鄙」とある。

傳秋孟莊子伐邾以報之

㊟盟った後でまた伐つのは、よくない。

傳蔡公子燮欲以蔡之晉

㊟楚にそむこうとした。

傳蔡人殺之　公子履　其母弟也　故出奔楚

㊟兄と共謀したからである。

㊟異說として、『會箋』に「履與兄同謀　則何往楚之爲當是國人疑其與謀　而履不能自明於其國　故奔楚自理如公子黃之爲　杜恐非」とある。

傳陳慶虎慶寅畏公子黃之偪

㊟二慶は、陳の卿である。黃が自分達の政權を強奪するのを恐れたのである。

傳愬諸楚曰　與蔡司馬同謀

㊟同じく、晉につこうとした、ということである。

傳楚人以爲討

㊟陳を責め咎めたのである。

傳公子黃出奔楚

(注)楚に奔って辯解したのである。

(傳)初蔡文侯欲事晉　曰　先君與於踐土之盟

(注)「先君」とは、文侯の父の莊侯甲午である。「踐土の盟」は、僖公二十八年にある。

(附)僖公二十八年に「五月癸丑公會晉侯齊侯宋公蔡侯鄭伯衛子莒子盟于踐土」とある。なお、『史記』管蔡世家に「二十九年　繆侯卒　子莊侯甲午立（中略）三十四年　莊侯卒　子文侯申立」とあるのを參照。

(傳)晉不可棄　且兄弟也　畏楚　不能行而卒

(注)宣公十七年に、文侯が卒した。

(附)宣公十七年に「丁未蔡侯申卒」とある。

(傳)楚人使蔡無常

(注)徵發に定準がなかった。

(傳)公子燮求從先君以利蔡　不能而死　書曰蔡殺其大夫公子燮　言不與民同欲也

(注)彼が民衆（の願望）にそむいたことを罪責したのである。

(傳)陳侯之弟黃出奔楚　言非其罪也

(注)「弟」と稱しているのは、陳侯及び二慶を罪責したのである。

(附)疏に引く『釋例』に「兄而害弟者　稱弟以章兄罪　弟又害兄　則去弟以罪弟身　推此以觀其餘　秦伯之弟鍼　陳侯之弟黃　皆是兄害其弟者也　秦伯有千乘之國　而不能容其母弟　傳曰　罪秦伯也　歸罪秦伯　則鍼罪輕也　陳侯不能制禦臣下　使逐其弟　傳曰　言非其罪也　非黃之罪　則罪在陳侯　示互舉之文也」とある。

(傳)公子黃將出奔　呼於國曰　慶氏無道　求專陳國　暴蔑其君　而去其親　五年不滅　是無天也

(注)二十三年の、陳が二慶を殺したこと、のために傳したのである。

(附)二十三年に「陳殺其大夫慶虎及慶寅」とある。

(傳)齊子初聘于齊　禮也

(注)齊と魯は仲違いして、朝聘の禮が跡絶えていたのを、今ここで、始めて通交を回復したから、「初」と言っているのである。よしみを繼ぎ、民を安んじたから、「禮」と言っているのである。

(附)注の前半については、異說として、『會箋』に「去年齊靈公卒　今齊莊公新立而聘　故曰初聘」とある。ちなみに、宣公十年の傳文「季文子初聘于齊」の注には「齊侯初卽位」とある。

注の後半については、隱公七年の傳文に「以繼好息民」とある。

(傳)冬季武子如宋　報向戌之聘也

㊟「向戌の聘」は、十五年にある。
㊟十五年に「春宋公使向戌來聘」とある。
㊟褚師段逆之以受享
㊟「段」は、共公の子の子石である。國に迎え入れ、享禮を受けさせたのである。
㊟賦常棣之七章以卒
㊟武子が賦したのである。「七章以卒」とは、（最後の）八章まで、ということである。その中の〝妻は、瑟琴を鳴らすように、よく氣が合う〟と〝汝の家人をうまくまとめ、汝の妻や子を樂しませる〟と（いう句）に（意義を）取ったのである。（つまり）二國は、よく氣が合い、それぞれの家人をうまくまとめ、兄弟のように相親しむ、ということである。
㊟異說として、王引之『經義述聞』に「杜解以卒二字　未安　竊謂以猶與也　卒　卒章也　言賦常棣之七章與卒章也　卒下無章字者　蒙上而省」とある。
㊟宋人重賄之　歸　復命　公享之　賦魚麗之卒章
㊟「魚麗」は、『詩』の小雅である。卒章に「物がそろい、しかも、旬（シュン）である」とある。（つまり）宋に聘したのが時節にかなっていたことを喩えたのである。
㊟鄭箋に「魚既有　又得其時」とあるのを參照。
㊟公賦南山有臺
㊟「南山有臺」は、『詩』の小雅である。その中の〝樂しみ好む君子は、邦家の基である〟と〝（樂しみ好む君子は）邦家の光である〟と（いう句）に（意義を）取ったのである。（つまり）武子が使命を奉じてよく國の光輝となったことを喩えたのである。
㊟二十四年の傳文「詩云　樂只君子　邦家之基」の注に「言君子樂美其道　爲邦家之基」とある。
㊟武子去所　曰　臣不堪也
㊟「去所」とは、席を避けたのである。
㊟衛甯惠子疾　召悼子
㊟「悼子」は、甯喜である。
㊟二十六年の傳文「悼子曰　吾受命於先人　不可以貳」の注に、同文がみえる。
㊟曰　吾得罪於君　悔而無及也　名藏在諸侯之策　曰　孫林父甯殖出其君　君入則掩之
㊟惡名をおおいかくせる。
㊟若能掩之　則吾子也　若不能　猶有鬼神　吾有餒而已不來食矣
㊟「餒」は、餓である。
㊟『論語』衛靈公「耕也　餒在其中矣」の〈集解〉に「鄭曰　餒　餓也」とあるのを參照。

傳 悼子許諾　惠子遂卒

注 二十六年の、衛侯が歸ったこと、のために傳したのである。

附 二十六年に「甲午衛侯衎復歸于衛」とある。

〔襄公二十一年〕

經 二十有一年春王正月公如晉

經 邾庶其以漆閭丘來奔

注 二邑は、高平の南平陽縣にあった。（縣の）東北部に漆鄉があり、西北部に顯閭亭がある。邑をひきいて出るのを「叛」という。魯に行った場合に（かぎり）、「來奔」というのは、內外の辭（魯と外國とを區別する表現）である。

附 注の前半については、疏に引く『釋例』に「漆　高平南平陽縣東北有漆鄉　閭丘　高平南平陽縣西北有顯閭亭」とある。なお、『續漢書』郡國志三に「山陽郡（中略）南平陽　侯國　有漆亭　有閭丘亭」とあるのを參照。

注の後半については、二十六年の傳文「書曰入于戚以叛罪孫氏也」の疏に引く『釋例』に「適魯則書地曰來奔來奔則叛可知　蓋記事外內之辭也」とある。なお、異說として、同『釋例』に「劉賈說　三叛人以地來奔　不書叛　謂不能專也」とある。

なお、三十一年の傳文「然明曰　蔑也」の疏に「二十一年賈逵注經云　此年仲尼生　哀十六年夏四月己丑卒　七十三年」とある。

經 夏公至自晉

注 傳はない。

經 秋晉欒盈出奔楚

注 盈は、自分の母（の淫行）をとめることが出來なくて、奔亡する羽目になった。（つまり）名を稱しているのは、彼を罪責してである。

附 下の傳文に「欒祁與其老州賓通　幾亡室矣　懷子患之祁懼其討也　愬諸宣子」とある。なお、『詩』齊風〈敝笱〉の序に「齊人惡魯桓公微弱　不能防閑文姜　使至淫亂　爲二國患焉」とあるのを參照。

經 九月庚戌朔日有食之

注 傳はない。

經 冬十月庚辰朔日有食之

注 傳はない。

經曹伯來朝

經公會晉侯齊侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子于商任

注「商任」は、地（名）で、闕〔不明〕である。

傳二十一年春公如晉　拜師及取邾田也

注十八年の齊討伐の出兵と、（十九年の）漷水の田のことに、拜謝したのである。

附十八年に「冬十月公會晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子同圍齊」とあり、十九年に「取邾田自漷水」とある。

傳邾庶其以漆閭丘來奔

注「庶其」は、邾の大夫である。

附公羊傳文に「邾婁庶其者何　邾婁大夫也」とあるのを參照。

傳季武子以公姑姊妻之

注公の年を計算すると、未婚の姑と姊がいたはずはないから、おそらく、寡婦二人であろう。

附『爾雅』釋親に「父之姊妹爲姑」とあるのを參照。なお、異說として、〈釋文〉に「或曰　列女傳稱梁有節姑妹謂父之妹也　此云姑姊　是父之姊也　一人耳」とあり、また、疏に「劉炫云　案十二年傳云無女而有姊妹及姑姊妹　則古人謂姑爲姑姊妹也　而知此姑姊是襄公父之姊止一人耳　不得云寡者二人」とある。

傳皆有賜於其從者　於是魯多盜　季孫謂臧武仲曰　子盍詰盜

注「詰」は、治である。

附疏に「鄭玄服虔皆以盍爲何不也」とある。

傳武仲曰　不可詰也　紇又不能　季孫曰　我有四封而詰其盜　何故不可　子爲司寇　將盜是務去　若之何不能　武仲曰　子召外盜而大禮焉　何以止吾盜

注「吾」とは、國內をいう。

傳子爲正卿　而來外盜　使紇去之　將何以能　庶其竊邑於邾以來　子以姬氏妻之　而與之邑

注漆と閭丘を食邑にさせた。

附異說として、陸粲『左傳附注』に「謂與之魯邑耳」とある。

傳其從者皆有賜焉　若大盜禮焉以君之姑姊與其大邑　其次皁牧輿馬

注皁から牧まで、全部で八等級の人を、賤役としてあてがった。

附昭公七年の傳文に「皁臣輿　輿臣隸　隸臣僚　僚臣僕

僕臣臺　馬有圉　牛有牧」とある。

傳其小者衣裳劒帶　是賞盜也　賞而去之　其或難焉　紇也聞之　在上位者洒濯其心　壹以待人　軌度其信　可明徵也

注「徵」は、驗である。

附昭公元年の傳文「徵爲五聲」の注に、同文がみえる。

傳而後可以治人　夫上之所爲　民之歸也　上所不爲　而民或爲之　是以加刑罰焉　而莫敢不懲　若上之所爲　而民亦爲之　乃其所也　又可禁乎　夏書曰　念茲在茲

注逸書である。「茲」は、此である。この事を（人に對して）行なおうとする時には、それをここに（自分に對しても）行なえるのかどうかを思念しなければいけない、ということである。

附注の「逸書也」については、莊公八年の傳文「夏書曰　皐陶邁種德」の注に「夏書　逸書也」とある。なお、その附を參照。ちなみに、これ以下の句は、僞古文の〈大禹謨〉に拾われている。

注の「茲　此也」については、隱公十一年の傳文「無寧茲許公復奉其社稷」等の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。ちなみに、僞孔傳にも「茲　此」とある。

注の「謂行此事　當念使可施之於此」については、二十三年の傳文「夏書曰　念茲在茲」の注に「念此事在此身言行事當常念如在己身也」とある。

傳釋茲在茲

注「釋」は、除である。人に何かをやめさせようとする時にも、（上と）同樣に、自分もそれをしないでいられるのかどうかを顧慮しなければいけない、ということである。

附僞孔傳に「釋　廢也」とあるのを參照。

傳名言茲在茲

注（人に對して）この事を名づけ、この事を言おうとする時にも、（上と）同樣に、いづれもみな、それをここに（自分に對しても）名づけ言えるようにしなければいけない。

傳允出茲在茲

注「允」は、信である。信がここ（自分）に出れば、善もまたここ（自分）にある。

附哀公六年の傳文「又曰　允出茲在茲」の注に「言信出己則福亦在己」とある。なお、注の「允　信也」については、文公四年の傳文「君子是以知出姜之不允於魯也」等の注に、同文がみえる。

傳惟帝念功

注帝が功を思えば、功は成る、ということである。

傳將謂由己壹也　信由己壹　而後功可念也

㊟単に思うだけではなく、自分のまごころを（行動で）明らかにしなければいけない、ということである。

㊟上の傳文に「在上位者洒濯其心　壹以待人　軌度其信可明徵也　而後可以治人」とある。

傳庶其非卿也　以地來　雖賤　必書　重地也

㊟地を重んじるから、その人を書く〔名を書く〕のである。その人を書けば、悪名があらわれ、それによって不義を懲らすのである。

㊟昭公三十一年の傳文に「冬邾黑肱以濫來奔　賤而書名　重地故也（中略）以地叛　雖賤　必書地　以名其人　終爲不義　弗可滅已（中略）或求名而不得　或欲蓋而名章　懲不義也（中略）邾庶其莒牟夷邾黑肱以土地出　求食而已　不求其名　賤而必書」とある。

なお、疏に引く『釋例』に「公侯伯子男及其卿大夫士命數　周官具有等差　當春秋時　漸已變改　是以仲尼丘明據時之宜　仍其行事　從而然之　不復與周官同　而先儒考合周官禮記　各致異端　今詳推經傳　國之大小　皆據當時土地人民　不復依爵　故書秦楚之卿　而畧於滕薛也　諸侯大國之卿　皆必有命　固無所疑　其揔名亦曰大夫也　故經傳卿大夫之文相涉　晉殺三卿　而經書大夫　邢丘之會　傳稱大夫　亦皆卿也　蜀之盟　齊國之大夫　溴梁之盟　小邾之大夫　此不命一命之大夫　故不書也　命者　謂其君正爵命之於朝　其宮室車旗衣服禮儀　各如其命數　則皆以卿禮書之於經　衛之於晉　不得比次國　則邾莒杞鄫之屬　固以微矣　此等諸國　當時附隨大國　不得列於會者甚衆　及其得列　上不能自通於天子　下無暇於備禮成制　故與於會盟戰伐甚多　唯曹之公子首得見於經　其餘或命而禮儀不備　或未加命數　故皆不書之也　邾畀我之等　其奔亡亦多　所書唯數人而已　知其合制者少也　又邾庶其等　傳皆言　非卿　以地來　雖賤　必書　紀裂繻來逆女　傳曰　卿爲君逆　知此等微國亦應有卿　有卿則應書於經　徒以卑陋　制不合禮　失禮之例　杞降爲夷　華耦具官　君子貴之　至於此等　卿而不備禮亦所以見其略賤也　諸儒以爲邾莒無命卿　既自違傳　劉賈又云　春秋之序　三命以上　乃書於經　潁氏以爲再命稱人　傳曰　叔孫昭子三命　踰父兄　昭公十年　昭子始加三命　而先此叔孫皆自見經　知所書皆再命也」とある。

傳齊侯使慶佐爲大夫

㊟「慶佐」は、崔杼の仲間である。

㊟十九年の傳文に「遂東大子光　使高厚傅牙　以爲大子　夙沙衛爲少傅　齊侯疾　崔杼微逆光　疾病而立之（中略）夏五月壬辰晦齊靈公卒　莊公卽位（注　大子光也）執公子牙於句瀆之丘」とある。

傳 復討公子牙之黨　執公子買于句瀆之丘　公子鉏來奔　叔孫還奔燕

注 三子（公子買・公子鉏・叔孫還）は、齊の公族である。莊公が、親戚をおいはらって、崔氏・慶氏の勢力をつよめ、結局、弑殺の禍に遭った、ことを言っているのである。

附 二十五年に「夏五月乙亥齊崔杼弑其君光」とある。

傳 夏楚子庚卒　楚子使薳子馮爲令尹　訪於申叔豫

注 「叔豫」は、叔時の孫である。

附 宣公十一年の傳文に「申叔時使於齊」とある。

傳 叔豫曰　國多寵而王弱

注 「弱」とは、政教が行なわれず、貴臣が強い、ということである。

傳 國不可爲也　遂以疾辭　方暑　闕地　下冰而牀焉　重繭衣裘　鮮食而寢

注 「繭」は、緜衣（綿入れ）である。

附 『禮記』玉藻に「纊爲繭　緼爲袍」とあり、注に「衣有著之異名也　纊謂今之新綿也　緼謂今纊及舊絮也」とあるのを參照。なお、宣公十二年の傳文に「三軍之士皆如挾纊」とあり、注に「纊　綿也」とある。

傳 楚子使醫視之　復曰　瘠則甚矣

注 「瘠」は、瘦（やせる）である。

傳 而血氣未動

注 病氣はない、ということである。

傳 乃使子南爲令尹

注 「子南」は、公子追舒である。二十二年の、追舒を殺したこと、のために傳したのである。

附 二十二年に「楚殺其大夫公子追舒」とある。なお、十五年の傳文「公子追舒爲箴尹」の注に「追舒　莊王子子南」とある。

傳 欒桓子娶於范宣子　生懷子

注 「桓子」は、欒黶である。「懷子」は、盈である。

附 十九年の傳文「欒懷子曰　其爲未卒事於齊故也乎」の注に「懷子　欒盈」とある。

傳 范鞅以其亡也　怨欒氏

注 十四年に、欒黶が（士匄に）范鞅を追放するよう強迫し、秦に出奔させた。

附 十四年の傳文に「欒鍼曰（中略）與士鞅馳秦師　死焉　士鞅反　欒黶謂士匄曰　余弟不欲往　而子召之　余弟死而子來　是而子殺余之弟也　弗逐　余亦將殺之　士鞅奔秦」とある。

傳 故與欒盈爲公族大夫而不相能　桓子卒　欒祁與其老州賓

通

(注)「欒祁」は、桓子の妻であり、范宣子の女であり、盈の母である。范氏は、堯の後裔で、祁姓である。

(附)二十四年の傳文に「宣子曰　昔匄之祖　自虞以上爲陶唐氏　在夏爲御龍氏　在商爲豕韋氏　在周爲唐杜氏」とあり、注に「唐杜　二國名　殷末豕韋國於唐　周成王滅唐遷之於杜　爲杜伯　杜伯之子隰叔奔晉　四世及士會　食邑於范　復爲范氏」とある。また、文公六年の傳文「杜祁以君故　讓偪姞而上之」の注に「杜祁　杜伯之後　祁姓也」とある。なお、『國語』晉語九「董叔將娶於范氏　叔向曰　范氏富　盍已乎　曰　欲爲繫援焉　他日　董祁愬於范獻子曰　不吾敬也」の韋注に「祁　董叔之妻　獻子之妹　范姓祁」とあるのを參照。

(傳)幾亡室矣

(注)みだれがひどかった、ということである。

(傳)懷子患之　祁懼其討也　愬諸宣子曰　盈將爲亂　以范氏爲死桓主而專政矣

(注)「桓主」とは、欒黶のことである。

(附)十九年の傳文「事吳敢不如事主」の注に「大夫稱主」とある。

(傳)曰　吾父逐鞅也　不怒而以寵報之

(注)宣子が、黶のために鞅を叱りもせず、逆に、鞅に寵位を與えた、ことをいう。

(傳)又與吾同官而專之

(注)同じ公族大夫でありながら、鞅がその權勢をひとりじめしている。

(附)上の傳文に「故與欒盈爲公族大夫而不相能」とある。

(傳)吾父死而益富　死吾父而專於國　有死而已　吾蔑從之矣

(注)宣子が政權をひとりじめしていると言って、盈は、死を賭して亂をおこそうとしている。

(附)上の傳文に「盈將爲亂　以范氏爲死桓主而專政矣」とある。

(傳)其謀如是　懼害於主　吾不敢不言　范鞅爲之徵

(注)そういう事實があることを證言した。

(傳)懷子好施　士多歸之　宣子畏其多士也　信之　懷子爲下卿

(注)下軍の佐である。

(附)十八年の傳文に「乙酉魏絳欒盈以下軍克邿」とあり、注に「欒黶死　其子盈佐下軍」とある。

(傳)宣子使城著而逐逐之

(注)「著」は、晉の邑である。外邊にあり、追放しやすかった。

(傳)秋欒盈出奔楚　宣子殺箕遺黃淵嘉父司空靖邴豫董叔邴師申書羊舌虎叔羆

(注)十子は、いづれもみな、晉の大夫で、欒盈の仲間である。
「羊舌虎」は、叔向（羊舌肸）の弟である。
(附)十六年の傳文「羊舌肸爲傅」の注に「肸　叔向也」とある。
(傳)囚伯華叔向籍偃
(注)「籍偃」は、上軍の司馬である。
(附)成公十八年の傳文に「籍偃爲之司馬」とあり、注に「偃　籍談父　爲上軍司馬」とある。
(傳)人謂叔向曰　子離於罪　其爲不知乎
(注)とらえられて逃げられないのを譏ったのである。
(傳)叔向曰　與其死亡若何
(注)とらえられても、死んだり出奔したりするよりはましである、ということである。
(傳)詩曰　優哉游哉　聊以卒歲　知也
(注)「詩」は、小雅（采菽）である。"君子は、衰世でもゆったりとしているから、害を避け天壽を全うできる"ということであり、これもまた知である。
(附)異說として、陸粲『左傳附注』に「今小雅無此詩　孔陸皆以采菽卒章當之　然彼詩乃云　優哉游哉　亦是戾矣　且其通篇盛言君子來朝之美　亦非衰世之作　蓋叔向所稱自是逸詩耳」とあり、また、『會箋』に「杜以爲小雅暗記之失耳」とある。
(傳)樂王鮒見叔向曰　吾爲子請　叔向弗應　出　不拜
(注)「樂王鮒」は、晉の大夫の樂桓子である。
(附)昭公元年の傳文に「樂桓子相趙文子」とあり、注に「桓子　樂王鮒」とある。
(傳)其人皆咎叔向　叔向曰　必祁大夫
(注)「祁大夫」とは、祁奚のことである。祁を食邑にしていたから、それをそのまま氏としたのである。祁縣が、今、太原に屬している。
(附)昭公二十八年の傳文「賈辛爲祁大夫」の注に「太原祁縣」とある。
(傳)室老聞之　曰　樂王鮒言於君　無不行
(注)彼の言うことは、何でもかなえられる。
(傳)求赦吾子　吾子不許
(注)應答せず、（彼が）退出するときも拜禮しなかった、ことをいう。
(附)上の傳文に「叔向弗應　出　不拜」とある。
(傳)祁大夫所不能也
(注)君を動かすことが出來ない。
(傳)而曰必由之　何也　叔向曰　樂王鮒　從君者也　何能行
祁大夫外舉不棄讎　內舉不失親　其獨遺我乎　詩曰
有覺德行　四國順之
(注)「詩」は、大雅（抑）である。德行が直であれば、天下

が順う、ということである。

(附)毛傳に「覺　直也」とあるのを参照。

(傳)夫子覺者也

(注)「覺」とは、明らかで正直ということである。

(附)文公四年の傳文「以覺報宴」の注に「覺　明也」とある。

(傳)晉侯問叔向之罪於樂王鮒　對曰　不棄其親　其有焉

(注)叔向は、親戚に情が厚いから、(弟の)叔虎と共謀した に違いない、ということである。

(傳)於是祁奚老矣

(注)「老」とは、公族大夫を引退したのである。

(附)十六年の傳文に「祁奚韓襄欒盈士鞅爲公族大夫」とある。なお、その(附)を参照。

(傳)聞之　乘馹而見宣子　曰　詩曰　惠我無疆　子孫保之

(注)「詩」は、周頌(烈文)である。文・武には惠訓の德があり、百姓に施されたから、子孫もそれをたもっている、ということである。

(附)下の傳文に「惠訓不倦者」とある。なお、鄭箋に「謂文王武王以純德受命定天位」とあるのを参照。なお、注の「保賴」は、意味がよくわからない。ここでは一應、たもつの意の連文とみておく。

(傳)書曰　聖有謨勳　明徵定保

(注)逸書である。「謨」は、謀であり、「勳」は、功である。聖哲で謀功のある者に對しては、顯彰し安定させてやらなければいけない、ということである。

(附)注の「逸書」については、莊公八年の傳文「夏書曰　皐陶邁種德」の注に「夏書　逸書也」とある。なお、その(附)を参照。ちなみに、ここの句は、僞古文の〈胤征〉に拾われている(ただし、上句を「聖有謨訓」に作る)。注の「謨　謀也」については、『孟子』萬章上「謨蓋都君咸我績」の趙注に「謨　謀」とあるのを参照。注の「勳　功也」については、昭公四年の傳文「孟孫爲司空以書勳」等の注に、同文がみえる。なお、『爾雅』釋詁に「勳　功也」とあるのを参照。注の「明信」(校勘記に從って、「信」の字を補う)は、傳の「明徵」と同じく、あきらかにするの意の連文とみる。

(傳)夫謀而鮮過　惠訓不倦者　叔向有焉

(注)「謀って過ちが少ない」とは、(書の)"謨勳がある"ということである。「惠訓して倦まない」とは、(詩の)"私への惠みに限りがない"ということである。

(傳)社稷之固也　猶將十世宥之　以勸能者　今壹不免其身

(注)(「壹」とは)單に弟(の罪)ゆえに、ということである。

(附)下の傳文に「若之何其以虎也棄社稷」とある。なお、異

説として、『會箋』に「壹　一世也　與上文十世作對
指叔向之身　猶曰今一世而不免其身」とある。
傳以棄社稷　不亦惑乎　鯀殛而禹興
注父の罪によってその子を廢することはしない、ということである。
附僖公三十三年の傳文「舜之罪也殛鯀　其舉也興禹」の注に「禹　鯀子」とある。
傳伊尹放大甲而相之　卒無怨色
注「太甲」は、湯の孫である。酒色に溺れて度を越したため、伊尹が彼を桐宮に追放し、三年後に、改悛したため、もとにもどしたが、（太甲は）それを根に持たなかった。（つまり）一時の怨みによって大德を妨げることはしない、ということである。
附疏に「太甲　湯孫　世本紀文也」とある。なお、『孟子』萬章上に「伊尹相湯　以王於天下　湯崩　太丁未立　外丙二年　仲壬四年　太甲顚覆湯之典刑　伊尹放之於桐三年　太甲悔過　自怨自艾　於桐處仁遷義三年　以聽伊尹之訓己也　復歸于亳」とあり、趙注に「太丁　湯之太子　未立而薨　外丙立二年　仲壬立四年　皆太丁之弟也　太甲　太丁子也」とあり、また、『史記』殷本紀に「太甲　成湯適長孫也（中略）帝太甲既立三年　不明　暴虐不遵湯法　亂德　於是伊尹放之於桐宮（中略）帝太甲居桐宮三年　悔過自責　反善　於是伊尹迺迎帝太甲而授之政」とあり、また、『書』太甲の序に「太甲既立　不明　伊尹放諸桐　三年　復歸于亳　思庸　伊尹作太甲三篇」とあるのを參照。
傳管蔡爲戮　周公右王
注兄弟間で罪は累及しない、ということである。
附僖公二十四年の傳文に「管蔡郕霍魯衞毛聃郜雍曹滕畢原酆郇　文之昭也」とあり、注に「十六國皆文王子也」とある。なお、定公四年の傳文に「王於是乎殺管叔而蔡蔡叔」とある。
傳若之何其以虎也棄社稷　子爲善　誰敢不勉　多殺何爲
宣子說　與之乘　以言諸公而免之
注車に同乘して入り、公にまみえたのである。
傳不見叔向而歸
注國のためであって、叔向に肩入れしたのではない、ということである。
傳叔向亦不告免焉而朝
注御禮を言わなかったのは、自分（叔向）のためにしたのではないことを明らかにしたのである。
傳初叔向之母妬叔虎之母美而不使
注叔向の父に會わせなかった。
附下の傳文に「使往視寢」とある。なお、『論衡』言毒に

「叔虎之母美　叔向之母妬之　不使視寢」とあるのを參照。

傳其子皆諫其母　其母曰　深山大澤　實生龍蛇

注普通でない土地からは、普通でない物が生ずる場合が多い、ということである。

傳彼美　余懼其生龍蛇以禍女　女敝族也

注「敝」は、衰壞（おちぶれる）である。「龍蛇」は、奇怪なものを喩えたのである。

附昭公二十六年の傳文「孟氏　魯之敝室也」の注に「敝壞也」とある。

傳國多大寵

注六卿が權力を獨占している。

附昭公十六年の傳文に「六卿彊而奢傲」とある。

傳不仁人間之　不亦難乎　余何愛焉　使往視寢　生叔虎　美而有勇力　欒懷子嬖之　故羊舌氏之族及於難　欒盈過於周　周西鄙掠之

注財物をかすめ取った。

傳辭於行人

注王の行人である。

傳曰　天子陪臣盈

注諸侯の臣は、天子に對して（自分を）「陪臣」と稱する。

附僖公十二年の傳文「陪臣敢辭」の注に「諸侯之臣曰陪臣」とある。

傳得罪於王之守臣

注范宣子は、王に命じられたから、「守臣」と言っているのである。

附僖公十二年の傳文「有天子之二守國高在」の注に「國子高子　天子所命爲齊守臣　皆上卿也」とある。なお、異說として、顧炎武『左傳杜解補正』に「守臣謂晉侯　玉藻　諸侯之於天子　曰某土之守臣某　是也　解非」とあり、また、惠棟『春秋左傳補註』に「子惠子曰　守臣指晉君　書匄同爲上卿　書稱陪臣　匄稱守臣　有是理乎　范氏矯君命逐盈　故盈以爲得罪于晉君」とある。

傳將逃罪　罪重於郊甸

注かさねて郊甸に罪を得た、ということであり、郊甸に（財物を）かすめ取られたことをいう。郭の外を「郊」といい、郊の外を「甸」という。

附昭公九年の傳文「入我郊甸」の注に「邑外爲郊　郊外爲甸」とある。なお、『爾雅』釋地に「邑外謂之郊」とあるのを參照。また、『周禮』天官の序官〈甸師〉の注に「郊外曰甸」とあるのを參照。

傳無所伏竄　敢布其死

注「布」は、陳である。

附昭公三年の傳文「寡君使虎布之」の注に、同文がみえる。

なお、『國語』晉語四「敢私布於吏」の韋注に「布　陳也」とあるのを參照。

(傳)昔陪臣書能輸力於王室　王施惠焉

(注)「輸力（力をつくした）」とは、晉國を輔佐して天子に奉事したことをいう。

(附)九年の傳文「輸積聚以貸」の注に「輸　盡也」とある。なお、昭公九年の傳文に「翼戴天子」とあり、同二十一年の傳文に「尙輔相余」とある。

(傳)其子厭不能保任其父之勞　大君若不棄書之力　亡臣猶有所逃

(注)「大君」とは、天王をいう。

(傳)若棄書之力　而思厭之罪　臣　戮餘也

(注)罪戮の餘（死罪になるはずがたまたま生きのびている者）である。

(附)異說として、安井衡『左傳輯釋』に「厭罪當見戮　己爲之子　故云戮餘也」とある。

(傳)將歸死於尉氏

(注)「尉氏」は、姦をおさめる官である。

(附)『漢書』地理志上「陳留郡（中略）尉氏」の注に「應劭曰　古獄官曰尉氏」とあるのを參照。

(傳)不敢還矣　敢布四體　唯大君命焉

(注)「四體を布く」とは、何もかくしだてしない、ということである。

(附)異說として、安井衡『左傳輯釋』に「言布陳四體　以待戮」とある。

(傳)王曰　尤而效之　其又甚焉

(注)晉が盈を追い出したのをとがめながら、自分はかすめ取る、ということは、過ちのまねをする、ということである。

(附)文公元年の傳文に「效尤　禍也」とあり、注に「尤衞不朝　故伐　今不朝王　是效衞　致禍」とある。なお、異說として、安井衡『左傳輯釋』に「詳考一段文意　無王尤晉逐盈之事　上文云　其子厭不能保任其父之勞　又云　若棄書之力　而思厭之罪　臣　戮餘也　盈　厭之子也　不當無故而顯揚其父之非　今據此二文而考之　蓋厭嘗暴周地　周人憎之　以此爲辭　以掠盈財　故云　思厭之罪　而王亦以尤而效之爲非也　傳無厭暴周地之事者　蓋其事小　不足載也」とある。

(傳)使司徒禁掠欒氏者　歸所取焉　使候出諸轘轅

(注)「候」は、賓客を送迎する官である。「轘轅」關は、緱氏縣の東南部にあった。

(附)注の前半については、『周禮』候人に「若有方治　則帥而致于朝　及歸　送之于竟」とあり、注に「方治　其方來治國事者也　春秋傳曰　晉欒盈過周　王使候人出諸轘

轅　是其送之」とあるのを參照。また、『詩』曹風〈候人〉「彼候人兮　何戈與祋」の毛傳に「候人　道路送迎賓客者」とあるのを參照。また、『國語』周語中「候不在疆」の韋注に「候　候人　掌送迎賓客者」とあるのを參照。

注の後半については、『續漢書』郡國志一に「河南尹（中略）緱氏（中略）有轘轅關」とあるのを參照。

傳冬曹武公來朝　始見也

注即位して三年、始めて〔ようやく〕やって來て公にまみえたのである。

附十八年に「曹伯負芻卒于師」とあり、十九年に「葬曹成公」とある。

傳會於商任　錮欒氏也

注欒盈を禁錮し〔欒盈の仕官の途をふさぎ〕、諸侯に受け入れさせないようにしたのである。

附成公二年の傳文「子反請以重幣錮之」の注に「禁錮勿令仕」とある。なお、その附を參照。

傳齊侯衛侯不敬　叔向曰　二君者必不免　會朝　禮之經也　禮　政之輿也。

注政は禮をまって（はじめて）行なわれる。

傳政　身之守也

注政が保たれていれば、身は安泰である。

附『禮記』禮運に「故政者　君之所以藏身也」とあるのを參照。

傳怠禮　失政　失政　不立　是以亂也

注二十五年の齊が光を弑したことと、二十六年の衛が剽を弑したこと、のために傳したのである。

附二十五年に「夏五月乙亥齊崔杼弑其君光」とあり、二十六年に「春王二月辛卯衛甯喜弑其君剽」とある。

傳知起中行喜州綽邢蒯出奔齊

注四子は、晉の大夫である。

傳皆欒氏之黨也　樂王鮒謂范宣子曰　盍反州綽邢蒯　勇士也　宣子曰　彼欒氏之勇也　余何獲焉

注自分の役には立たない、ということである。

傳王鮒曰　子爲彼欒氏　乃亦子之勇也

注あなたが彼らを、欒氏がしたのと同じように待遇すれば、やはりあなたの役に立つ、ということである。

傳齊莊公朝　指殖綽郭最曰　是寡人之雄也　州綽曰　君以爲雄　誰敢不雄　然臣不敏　平陰之役　先二子鳴

注十八年に、晉が齊を伐って平陰に達したとき、州綽は、

殖綽と郭最をとらえたから、自分（の戰勝）を、雞がけあいに勝って先に鳴いたことになぞらえたのである。

(附)十八年の傳文に「十一月丁卯朔入平陰　遂從齊師（中略）晉州綽及之　射殖綽（中略）乃弛弓而自後縛之　其右具丙　亦舍兵而縛郭最」とある。なお、『太平御覽』卷第九百一十八に引く〈尸子〉に「戰如鬬雞　勝者先鳴」とあるのを參照。

(傳)莊公爲勇爵

(注)爵位を設けて勇士に賜わった。

(附)異說として、陸粲『左傳附注』に「爵　飲酒器　設此以觴勇士　因名勇爵　非爵位也」とある。

(傳)殖綽郭最欲與焉

(注)勇を自負していた（からである）。

(傳)州綽曰　東閭之役　臣左驂迫　還於門中　識其枚數

(注)門の版（板）の數をかぞえたことも、十八年にある。

(附)十八年の傳文に「州綽門于東閭　左驂迫　還于門中　以枚數閭」とあり、注に「枚　馬檛也　閭　門扇也　數其板　示不恐」とある。なお、その(附)を參照。

(傳)其可以與於此乎　公曰　子爲晉君也　對曰　臣爲隸新

(注)單に僕隸となってまだ日が淺いというだけである、ということである。

(傳)然二子者　譬於禽獸　臣食其肉而寢處其皮矣

(注)かつて矢をあててとりこにした、ということである。

(附)十八年の傳文に「晉州綽及之　射殖綽　中肩　兩矢夾脰（中略）乃弛弓而自後縛之　其右具丙　亦舍兵而縛郭最　皆衿甲面縛　坐于中軍之鼓下」とある。